

中華人民共和国  
国際税務プロジェクト  
詳細計画策定調査報告書

平成24年5月  
(2012年)

独立行政法人 国際協力機構  
中華人民共和国事務所

中国事
JR
12-02



# 目 次

序文.....	i
写真.....	ii
略語一覧.....	iii
第1章 調査団の概要（背景、目的、構成）.....	1
1-1 調査背景.....	1
1-2 調査目的.....	1
1-3 調査団構成.....	1
1-4 現地調査日程.....	1
1-5 主要面談者.....	1
第2章 調査結果.....	3
2-1 総括.....	3
2-2 調査・協議結果.....	5
第3章 各分野の課題及び提言.....	8
3-1 国際税務全般（国際課税、納税者サービス中心）.....	8
3-2 国際税務に関する税務行政分野の人材育成体制.....	11
第4章 プロジェクトの基本計画.....	18
4-1 上位目標.....	18
4-2 プロジェクト目標.....	18
4-3 成果.....	18
4-4 全体スケジュール.....	18
付属資料	
1. 詳細計画策定調査協議議事録（和文・中文）.....	19
2. 討議議事録（和文・中文）.....	49



## 序 文

近年、中国税務当局は国際課税業務の急増・多様化に対応するため、制度整備や体制強化等に積極的に取り組んでいますが、当該分野の人材不足が深刻な課題となっています。JICAは、「税務行政改善支援プロジェクト（2004-2007）」により多国籍企業の集中する沿岸部地域の税務行政官に対し移転価格税制の研修を行いました。また「税務行政管理プロジェクト（2008-2011）」により、その成果を内陸部地域に普及すると同時に、納税者サービスについても協力を行いました。2010年8月、中国政府は日本政府に対し、国際税務に携わる人材を育成する講師の育成をはじめとする「国際税務プロジェクト」を要請しました。2011年9月、日本政府は中国政府の要請を正式に採択し、2012年2月に詳細計画策定調査を実施しました。本報告書は、本調査の結果を取りまとめたものです。

中国政府による適正な税務行政の実現は、中国国内の納税者だけでなく、中国で活動する外国の納税者にとっても大きな意義があります。本プロジェクトでは、外資企業の関心の高い「国際課税」に重点を置きつつ、納税者の税務当局に対する信頼を高めるための「納税者サービス」も協力対象に含め、税務行政分野の人材育成能力の向上に資することを目指しています。

本調査にご協力くださった日中両国の関係者の方々に深く感謝申し上げますとともに、引き続き当機構の活動に一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成 24 年 5 月

独立行政法人 国際協力機構（JICA）  
中華人民共和国事務所長 中川 聞夫

## 写 真



国家税務総局税務幹部研修学院との協議



国家税務総局税務幹部研修学院見学



調査団員及び国家税務総局関係者



国家税務総局との協議



協議議事録署名（左から三番目：彭寧 副巡視員、左から四番目：倉科和子 団長）

## 略 語 一 覧

略語	正式名称
JICA	Japan International Cooperation Agency 独立行政法人 国際協力機構
税務総局	国家税務総局
国家税務学院	国家税務総局税務幹部研修学院
TOT	Training of Trainers トレーニング・オブ・トレーナー
PE	Permanent Establishment 恒久的施設
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development 経済協力開発機構
IMF	International Monetary Fund 国際通貨基金
UNDP	United Nations Development Programme 国連開発計画
SGATAR	The Study Group on Asian Tax Administration and Research アジアの租税及び調査に関する研究グループ





## 第1章 調査団の概要

### 1-1 調査背景

中国政府の「外資導入・海外事業展開」戦略の採用及び世界経済のグローバル化に伴い、中国と日本をはじめとする諸外国の間では、国境を越えた経済活動の増加及び多様化が進んでいる。中国国家税務総局は2008年に組織改革を行い、国際税務司非居住者税収管理処及び同司国際税収徴収管理協力処（情報交換等担当）並びに納税者サービス司を新設し、国際課税制度の整備、外資系企業・外国人を含む適正納税者向けのサービス体制強化に積極的に取り組み始めた。しかしながら当該分野の人材育成は、国際課税業務の急増・多様化に追い付いていない。

JICAは、「税務行政改善支援プロジェクト（2004-2007）」により多国籍企業の集中する沿岸部地域の税務行政官に対し移転価格税制の研修を行った。また「税務行政管理プロジェクト（2008-2011）」により、その成果を内陸部地域に普及すると同時に、納税者サービスについても協力を行った。2010年8月、中国政府は日本政府に対し、国際税務に携わる人材を育成する講師の育成をはじめとする「国際税務プロジェクト」を要請した。2011年9月、日本政府は中国政府の要請を正式に採択し、今般、詳細計画策定調査を行うことになった。

### 1-2 調査目的

- ・プロジェクト実施のためのニーズ調査及び関連情報の収集・整理・分析を行う。
- ・中国側機関との協議の上、基本計画案（協力期間、内容、協力方法、投入規模等）を策定する。
- ・中国政府との協議結果を協議議事録（M/M）案として整理し、署名・交換により合意する。
- ・妥当性の観点から評価を行い、その結果を実施計画書に取り纏める。

### 1-3 調査団の構成

	担当業務	氏名	所属・職務	参団期間
1	団長/総括	倉科 和子	JICA 中国事務所 次長	2/19-24
2	税務行政	栗原 克文	国税庁税務大学校国際支援室 室長	2/19-25
3	評価計画	鮑 迪娜	JICA 中国事務所 所員	2/19-24
4	評価分析	竹原 成悦	JICA 中国事務所 所員	2/19-24

### 1-4 現地調査日程

	日付	行程	宿泊
1	2/19（日）	移動 東京羽田-北京 T3 NH1255（09:25-12:35）	北京 長富宮飯店
2	2/20（月）	午前 日本側団内打合せ 午後 北京 T3-南京 CA1561（14:55-16:55） 南京-揚州（中国側手配車にて約1.5時間）	揚州 国家税務学院
3	2/21（火）	午前 教育センター、国家税務学院からの情報収集 午後 税務総局外事処との M/M 協議	揚州 国家税務学院

4	2/22 (水)	午前 国家税務学院現場視察 午後 揚州-南京 (車で約 1.5 時間) 南京-北京 T3 CA1848 (14:00-15:55)	北京 長富宮飯店
5	2/23 (木)	午前 税務総局各部署からの追加情報収集 午後 税務総局外事処との M/M 協議	北京 長富宮飯店
6	2/24 (金)	午前税務総局外事処との M/M 案最終調整 M/M 署名	北京 長富宮飯店
7	2/25 (土)	午後 北京 T3-東京羽田 NH1256 (15:55-20:15)	-

#### 1-5 主要面談者

国家税務総局国際税務司 彭寧 副巡視員

国家税務総局国際税務司外事処 俞書春 処長

国家税務総局国際税務司外事処 田梅花 官員

国家税務総局国際税務司非居住者税収管理处 高運根 副処長

国家税務総局国際税務司租税回避防止処 李巧郎 主任係員

国家税務総局国際税務司国際税収徴収管理協力処 李延雷 主任係員

国家税務総局教育センター総合処 姚欣 処長

国家税務総局教育センター総合処 李蘇雅 官員

国家税務総局教育センター研修機構管理处 孫春林 官員

国家税務総局税務幹部研修学院 王錦鋒 副院長

国家税務総局税務幹部研修学院教育研究三部 李純璞 主任

国家税務総局税務幹部研修学院教務処 丁正智 処長

国家税務総局税務幹部研修学院弁公室 王華 副主任

## 第2章 調査結果

### 2-1 総括

#### 2-1-1 団長総括

今回のプロジェクトは2004年から開始された第1期、2008年から開始された第2期のプロジェクトに続く国際税務行政分野の第3期目の協力であり、今後の中国国内での人材育成の持続性及び普及の観点から、①国際税務行政分野の人材育成に必要な講師及び講師候補者の育成、②研修管理能力向上、に重点を置くという基本的な考え方の元、調査を行った。調査は前半、揚州にある国家税務総局税務管理研修学院（国家税務総局唯一の直属研修機関。以下「国家税務学院」）において、人材育成に関する計画の策定、予算等を担当する教育センター及び国家税務学院との協議に加え全体を取りまとめる国際税務司外事処との協議を、後半に関係4部署との協議を行った。関係者が多い協議であったものの、外事処の調整の元比較的スムーズに協議は行われ、おおよそ対処方針どおりの内容でミニッツを締結した。特記事項は以下のとおり。

(1) 今回の調査において、国家税務総局には教育センター管轄の「専門人材データベース」「講師人材データベース」、租税回避防止処管轄の「リーダーシップ人材」、納税者サービス処管轄の「専門人材データベース」等様々な人材データベースが存在していること、このうち「講師人材データベース」には、現在5,000名の登録者があり、これを8,000名規模に増やす計画があることが確認された。「講師人材データベース」の現在の登録者のうち、国際課税分野の専任講師は20名、兼任講師は120名のみということで、特に人材不足が著しい。このため、今次プロジェクトでは研修受講者を講師人材データベースへ登録し、彼らが講師として活躍できるよう積極的な措置をとることを日中双方で確認し、併せプロジェクト目標の指標を「国際課税分野の講師人材データベース登録者数の増加」に変更した。

(2) 今次調査では改めて中国側から研修管理分野に対する協力への強い期待が表明された。また、中国側の考える研修管理にはカリキュラムの作成、教育手法、評価方法など通常我々が研修管理として考える内容だけでなく、人材育成計画、税務機関と研修機関の人材交流（人事ローテーション）、インセンティブ制度、待遇等、人事制度全般にかかる内容が含まれていることが確認された。中国では現在、講師として研修機関に出向することや、現職のまま兼任講師として講義を担当することになんらインセンティブがなく、また所属先も講師に出たがらないという問題があるということで、講師人材を育成するだけでなく、それらの人材が講師として活躍しやすいシステムを検討する必要があり、日本国税庁の人材育成のシステムや人事制度を学ぶことは有益であると考えられる。今後詳細内容を検討していく必要はあるものの、訪日研修、現地研修ともに研修管理分野単独で1コース実施することで合意した。

(3) 経費負担については、前2期のプロジェクトにおいても現地研修に係る経費のうち、日本人専門家派遣に係る経費以外のすべての経費を中国側が負担していたが、今次調査では中国側による更なる経費負担について交渉した。その結果、訪日研修の経費負担は中国国内事情により困難であるが、国家税務学院で行う現地研修のうち、英語で行う講義につ

いてはその資料翻訳費、通訳費を中国側が負担すること、現在国家税務学院で実施している遠隔研修へのプロジェクトの講義、教材の活用（講義ビデオの作成、活用）検討など、プロジェクトの効果拡大のための投入を中国側が行うことで合意した。

(4) 今回のプロジェクトでは第2期プロジェクト終了時評価の提言を受け、上位目標に納税者との信頼関係の構築をあげ、その指標を外資系企業に対する説明会・意見交換会の実施とすること、また、プロジェクト最終年に納税者への公開を念頭に置いた総括シンポジウムを開催することを提案した。中国側からは、前者については問題ないものの、公開シンポジウムの共催は内部手続きの関係上困難との反応があり、協議の結果、プロジェクト最後の活動である納税者サービス分野の現地セミナーにおいて、外部関係者向け公開セミナーを1日行うことで合意した。納税者サービス司によれば、彼らはすでに外資系企業を含む納税者に対し、新たな政策が打ち出された際や専門テーマ別の説明会を実施しており、今後はこれを規範化（どのレベルの機関はどのくらいの頻度で実施するか等）していく必要があると考えているとのこと。日系企業を含む外資系企業と税務機関のコミュニケーション促進に直接資するプロジェクト活動は上述のセミナーだけになるが、プロジェクト実施段階において、中国側独自の活動にかかる情報収集を行うとともに、その実施に対する働きかけを積極的に行っていく必要がある。

最後に、今次調査中には国家税務学院副院長から国税庁税務大学校との学校間協力・交流に対しても期待が示された。本プロジェクトは中国に対する国際税務行政分野協力の技術協力プロジェクトとしては最終段階のものとなることが想定されるが、プロジェクトが当局間の協力と交流のプラットフォームとしての役割を果たし、今後の当局間協力に役立つことが期待される。

## 2-1-2 団員（税務行政）所感

### (1) これまでの JICA プロジェクトの成果

国税庁は中国国家税务总局に対して、JICA プロジェクトを通じて短期専門家派遣及び本邦研修受入による支援を実施してきた。

JICA プロジェクト「税務行政改善支援プロジェクト（2004年～2007年）」では、「国際課税の執行体制整備」をテーマとして、移転価格制度、事前確認制度、租税条約等、国際課税に関して幅広い分野にわたって講義等を実施した。

後続プロジェクト「税務行政管理プロジェクト（2008年～2011年）」では、「納税者サービスの制度と運用、国際課税の制度と執行」をテーマに、より専門的な分野を含め内容の深い講義やケーススタディ等を実施した。

これらの活動を通じて、中国国家税务总局の職員に対して、日本の経験に基づく国際課税、納税者サービスの全般的な知識の定着を図ることができたと考えている。つまり、国際課税に関して、制度及び国際ルールに対する理解が深まり、中国における投資環境の整備が図られたとともに、納税者サービスに関しては、納税者サービス窓口の設置、電話税務相談窓口の設置、納税者サービス事業計画の策定、納税者の権利と義務に関する公告等プロジェクト実施期間中に具体的な施策が数多く行われ、納税者サービスの基盤が形成された。

## (2) 次期プロジェクトについて

上記(1)のとおり、これまでのプロジェクトは一定の成果があったが、次期プロジェクトにおいては、日本における実務経験を通じた技術移転を、国際課税の実務に従事するコア職員に対して行い、さらにそれらの職員が講師となってより多くの職員に技術を移転することにより持続的な職員の能力向上を図っていくことが期待される。また、納税者サービスに関して、特に外資系企業を含む納税者とのコミュニケーションを積極的に図っていくことが課税問題の未然防止につながるようになる。

そのためには、より体系的な人材育成のための研修体系の整備、地方の税務局を含めた知識の確実な定着といった視点からの支援が必要と考えられる。各研修機関において実務に役立つ研修を充実させる必要があり、そのためにも国際課税の各分野で実務に習熟した者の能力向上を図るとともに、それらの者の数を増やし、それらの者が講師として知識・経験をより多くの職員に教授していくことが有効である。

国際課税については、国際的な租税回避防止及び非居住者課税について、グローバルスタンダードに則った課税を教授していく。情報交換については、情報交換のプロセスを効率化させるとともに交換する情報の効果的収集方法について教授していく。

納税者サービスについては、その質的向上を図り、課税の統一性と税務行政の透明性を高めることにより納税者の満足度を高めるためにも、納税者への情報提供やコミュニケーションの向上を図っていくことが期待される。

研修管理については、各地の研修施設において国際税務分野の研修講師は、国際税務司及び外部講師（OECD、日本等）に依存している状況であり、国際税務に関する実務に習熟した専門人材を育成し、それらの者を兼任講師として研修が行われ、本プロジェクトの成果がより多数の職員に効果的に波及していくことが期待される。

以上のように、次期プロジェクトにおいては、国際課税分野の実務上コアとなる人材の育成を図り、研修管理の改善による研修環境の整備を通じて実務に役立つ講師人材の活用を図り、持続的に職員能力が向上していくことが期待される。同時に、納税者への説明会等の開催による納税者とのコミュニケーション向上を図ることにより、国際課税問題の未然防止及び円滑な解決につながる。当局と納税者との間での税のリスク（課税漏れリスク及び追徴課税リスク）とコスト（徴税コストと納税コンプライアンスのコスト）の軽減が図られるとともに、国際取引に関する情報交換の円滑化による租税回避防止のための日中間の協力体制が強化されるという効果も期待される。

## 2-2 調査・協議結果

中国側と合意した内容は、付属資料 1. 協議議事録のとおり。特記事項、検討事項は以下のとおり。

### 2-2-1 全体協力方針

本プロジェクトの対象分野は、外資企業の関心の高い「国際課税」（国際租税回避防止、非居住者課税、情報交換等）に重点を置きつつ、納税者の税務当局に対する信頼を高めるための「納税者サービス」も国際税務行政の一環と位置付け、対象に含める。

協力アプローチとして、研修成果の持続性及び普及の観点から、国際税務行政分野の人材育成に必要な講師及び講師候補者の能力強化を重視する。

講師人材育成の対象者は、税務研修機構等の内部専任講師、外部兼任講師及び講師候補

者（国家税務総局職員、地方の税務局職員など）とする。中国の現状（講師登録制度は試行途中であり、未登録の実務者が講師を兼任するケースが多い）を踏まえ、同対象者には本プロジェクトの研修受講段階で講師登録を行っていない実務者も含めることとする。国家税務総局は、右実務者が将来的に国・省レベルの研修で活用されるための方策（講師人材データベースへの登録、伝達研修講師・兼任講師の担当、教材開発への参加等）を取る。

人材育成能力向上のためには、研修講師育成に加え、研修政策立案能力及び研修管理能力の向上も必要であり、研修政策及び研修管理の担当者に対する研修を協力対象に含める。

## 2-2-2 協力内容

本プロジェクトの具体的な協力内容は、「第4章プロジェクト基本計画」及び「付属資料1. 協議議事録」のとおり。

プロジェクト目標は「国際税務に関する税務行政分野の人材育成能力が向上する。」とし、その評価指標を「国際税務分野の講師人材データベース登録者数の増加」と設定することで合意した。

プロジェクト目標達成のために2つの成果を設定した。

成果1「国際税務に関する専門分野の講師人材の育成（国際課税分野、納税者サービス分野）」は、本プロジェクトの中核的な内容である。訪日研修と現地セミナーを組み合わせ、国際課税（国際租税回避防止、非居住者課税、情報交換等）、納税者サービス分野における講師候補者を育成する。評価指標は、テータ入手可能性等を勘案しつつ、「研修受講者の知識習得度」、「国際課税・納税者サービス分野の研修実績の変化」とする。

成果2「研修管理能力の向上」は、成果1の定着・継続を保障するために不可欠な要件である。中国では、税務研修施設と税務行政機関の間に少人数規模の出向制度はあるものの、人事交流・ローテーション制度はまだ定着していない。このため、国際税務分野の実務経験が重要となる講師人材は、税務機関の兼任講師、諸外国ドナーの派遣専門家にほぼ頼っている状態である。また研修管理者についても、科学的な研修政策・計画・カリキュラムの策定、研修施設に対する適切な管理・監督、講師人材のインセンティブ向上のための措置、講師人材データベースの整備等を通じて、研修管理能力の向上が重要な課題となっている。こうした点を考慮し、評価指標を、「研修管理者・講師向け研修の増加」、「カリキュラム、教材に対する研修員の評価」と設定した。

成果1と成果2を実現するための活動として、3年間の計画を策定した。具体的には、現地セミナーを6回（講師育成5回、研修管理1回）、訪日研修を3回（講師育成2回、研修管理1回）とする。現地セミナーの実施場所としては、セミナー内容の活用の観点から、揚州にある国家税務総局税務管理研修学院（国家税務総局直属の唯一の研修機関。以下「国家税務学院」）とすることで合意した。さらに、2013、2014年度の課題別研修「アジア国際課税」への研修員受入（毎年度3人）を、本プロジェクトの一部として実施する可能性を積極的に検討することとした。

## 2-2-3 外部関係者との信頼構築への働きかけ

「税務行政管理プロジェクト」（2008.11.1-2011.5.31）の終了時評価では、その教訓として、「研修で得た知見を活用する具体的な取り組みとして、研修者所属・下位機関に対す

る研修内容の普及、政策・体制の整備などの内部的取り組みのみならず、納税者をはじめとする外部関係者との信頼構築に向けた働きかけも非常に重要である。」と記している。

外部関係者との信頼構築を本プロジェクトに取り入れるため、本調査においても、日本側は、①上位目標の評価指標として、「各地の外資企業に対する説明会・意見交換会の実施状況」を入れること、②最終年度に一般納税者を含め公開する総括シンポジウムの共同開催、を提案した。

中国側は①には同意しつつ、②は国家税務総局の内部手続きの難しさを理由に日本側とシンポジウムの共催が難しいと説明した。協議の結果、プロジェクトの最後の活動である納税者サービスの現地セミナーにおいて、1日の外部関係者向けの公開セミナーを行うことで合意した。右公開セミナーの開催を通じて、日系企業を含む外資企業と税務機関との直接交流、コミュニケーションの促進が期待される。外部関係者との信頼関係の構築に向けて、プロジェクトの実施段階において、引き続き働きかける予定である。

#### 2-2-4 実施体制

本プロジェクトの実施機関（責任機関）は、国家税務総局である。国家税務総局国際税務司はプロジェクトの全体的な運営及び実施に係る責任を負う。国家税務総局国際税務司外事処は、実施部署として、日本側、中国側内部機関との連絡・調整を含むプロジェクトの管理及び技術に関する事項に係る責任を負う。

#### 2-2-5 免税等の措置

国家税務総局は、専門家の特権免除は中国政府の窓口機関である科学技術部のとるべき措置と主張したため、「国家税務総局は、国家科学技術部の日本政府の技術協力に関する定めにしたが、科学技術部に対し、必要な専門家要請書を提出する。」と討議議事録に記載することで合意した。

#### 2-2-6 費用分担

「税務行政改善支援プロジェクト」(2004年～2007年)及び「税務行政管理プロジェクト」(2008年～2011年)においても、現地セミナーにかかる会場費、資料印刷費、研修員の旅費・宿泊費はすべて中国側が負担してきた。本調査で日本側は、中国側にさらなる費用分担を求めたところ、協議の結果、以下のとおり合意した。

- ・ 国家税務総局は、現地セミナー経費について、上記の従来負担項目に加え、国家税務学院で英語で授業を行なう場合の資料翻訳費、通訳費も負担する。
- ・ 国家税務総局は、プロジェクトの成果普及に関する投入を行う。具体的には、国家税務総局で実施している遠隔研修での普及を念頭に、日本側講師の講義の録画、ビデオ作成、遠隔教育教材としての活用等の可能性が議論された。本プロジェクトの実施段階において、引き続き中国側と検討し、実行する必要がある。

他方、訪日研修経費については、中国政府が公費による公務員の海外研修を厳しく制限しており国家税務総局の負担が困難なため、引き続き日本側負担とすることで合意した。

## 第3章 各分野の現状と課題

### 3-1 国際税務（国際課税、納税者サービス）

#### 3-1-1 税務行政計画における国際課税、納税者サービスの位置づけ

##### 3-1-1-1 政策上の位置づけ

国家税務総局が2011年4月に策定した「十二次五カ年計画税収発展計画綱要」では、税収法治、税制改革、納税者サービス、徴税管理改善、幹部・専門人材の育成、廉政の六分野を重点としている。さらに納税者サービス（2011年8月策定）、人材育成（2011年9月策定、調査時点では未開示）については、個別に十二次五カ年計画が作成された。

##### 3-1-1-2 組織体制

国家税務総局及び国税の地方部門従事者は約40万人、地方税務局従事者は約35万人で、合計75万人にのぼる。

国家税務総局は、13部署（弁公庁、政策法規司、貨物・労務税司、所得税司、財産・行為税司、国際税務司、収入計画採算司、納税者サービス司、大企業税収管理司、査察司、財務管理司、監査・内部審査司、人事司）及び教育センター、税収科学研究所等から構成される。国家税務総局は2008年に機構改革を実施し、大企業税収管理司及び納税者サービス司を新設、また国際税務司内に非居住者税収管理処（非居住者課税担当）及び国際徴税管理協力処（情報交換担当）を新設した。

国際税務司（計34人）には、総合処、国際税収協定処、租税回避防止処（注：中国語では「反避税処」、非居住者課税処、国際徴税管理協力処、外事処（二国間窓口）、台湾・香港・マカオ処、国際合作処（国際機関窓口）の8処が設置されている。

地方の税務局として、国税の省部門46ヶ所及び市・県部門3847ヶ所、地方税務局の省部門45ヶ所、市・県部門2992ヶ所が設置されている。

#### 3-1-2 各分野の主な政策及び体制

##### 3-1-2-1 租税回避防止分野

租税回避防止処では、近年以下の法令を整備してきた。

- ・ 特別納税調整実施弁法（試行）（2009年）
- ・ 国家税務総局移転価格追跡管理強化の問題に関する通知（2009年）
- ・ クロスボーダーの関連取引の監視および調査の強化に関する通知（2009年）
- ・ 中国居住者株主が支配する外国企業の所在国における実際税負担額判定を簡略化することに関する通知（2009年）
- ・ 国家税務総局の同期資料検査に関する通知（2010年）

国家税務総局の租税回避防止処の職員数は6人。省以下の国際処の租税回避防止調査担当者は228人（兼任職員を含む）。国家税務総局は、2012年3月をめぐりに「特別納税調整に関わる重大事件の合同審問規程（試行）」を制定し、専門人材による調査体制を強化予定。具体的には、総局及び省の税務職員から「リーダーシップ人材」を選出してリスト化し、必要に応じ各地方の個別事案の合同審問に参加させる。リーダーシップ人材は、所属省の案件のみならず、他の省の事案及び省をまたがる事案にも対応することを想定している。



### 3-1-2-2 非居住者課税分野

2011年の税収総額は8兆9720億元（同22.6%増）で、企業所得税収額は1兆6760億元（同30.5%増）（2012年2月14日、財政部発表）。非居住者企業からの税収は、1025億8900万元（前年比31.8%増）で、東部の北京、上海、広東、江蘇、天津が全体の61.5%を占める（2012年2月8日国家統計局発表）。

非居住者課税処によれば、当面の政策課題は以下のとおり。

- ・ パートナーシップ企業に対する税制と管理
- ・ 恒久的施設（PE）認定後の課税方法
- ・ ロイヤリティの管理措置（役務とロイヤリティの双方を含む契約における両者の識別）  
非居住者の株式取得（間接取引、直接取引）に際する課税
- ・ 外国企業の中国内支店の実際の利益の判断に関する情報収集
- ・ 金融機関の税収管理
- ・ 非居住者（外国企業）が中国国内子会社の株式を外国で別のグループ内部の関連外国企業にグループ内価格で譲渡する場合の利益、譲渡価格の評価

これに対し、以下のような法令を整備中である。

- ・ パートナーシップ企業所得税管理弁法（2012年上半期）
- ・ パートナーシップ企業に対する課税制度に関する規定（2012年上半期）
- ・ 国際運輸税収管理弁法（2012年上半期）
- ・ ロイヤリティ税収管理規定（2012年中）
- ・ 非居住者派遣人員の役務提供企業所得税管理公告（近日中）
- ・ 非居住者株式譲渡に関する徴税補充規定（数ヶ月以内）

### 3-1-2-3 情報交換分野

情報交換処によれば、特定テーマの情報交換について、外国の要請に基づき中国が実施した調査は300件余り（うち111件が日本の要請）。中国から外国への要請は100件余り。なお自動的情報交換件数は、中国の受領数約10万件に対し送付数は約1.5万件。

情報交換処としては、外国に対する特定テーマ情報提供依頼を増加させるため、省の国際処の情報交換担当者（専任職員または非居住者課税などとの兼任職員）の育成を重視している。ただし情報交換分野固有の職員研修は開催していない模様。

### 3-1-2-4 企業向け説明会の状況

外事処によれば、企業向け説明会は主に新法制定時に業務担当部門が開催している。税務総局職員の韓国出張の際、韓国企業向け説明会を行なった経験があり、今年は台湾、香港での説明会について内部検討中とのこと。2008年に新設された大企業税収管理司も企業向け説明会を徐々に拡充しており、また会計事務所等仲介機構主催のセミナーで国家税務総局職員が説明を行う機会も多いとの説明であった。

他方、中国企業の海外進出増加に伴い、国際税務司は「国際税源管理処」の立ち上げを検討している。海外進出する中国企業と進出先国の徴税当局とトラブル発生を防ぐため、中国企業向けに進出先国の政策及び租税条約の内容を伝える説明会も増えている。

### 3-1-2-5 納税者サービス分野

2011年に「十二次五ヵ年計画時期納税者サービス発展計画」が策定された。納税者サー

ビス司は、「三全方針」（①全員：全職員の参与、②全過程：徴収管理から申告納付、不服申立までのサービスの提供、③全方位：全ての方面から納税者のニーズを反映）を重視している。既に司内に納税者権利保護処を設立し、北京市税務局にホットライン（12366 ホットライン）を設置し、納税者のクレームに対応している。北京市税務局の新家屋完成後は、プレスセンターを設け、外部対応を行ないたい意向。

納税者サービス司では、以下の検討を行っている。

- ・登録税務師事務所等仲介組織の活用及び仲介機関監督管理制度構築（登録税務師の資格要件、年度審査、登録制度など。また税務書類偽造への対処、税務機関による特定税理士事務所指定など）
- ・事前から事後までの全過程のサービス向上。具体的には、事前（情報提供、相談、市民の参与など市民の情報を知る権利、参加する権利の保障）、課税（便利さ、スピード）、事後（異議申立て、審査請求、訴訟）の各段階。
- ・納税者ニーズに対する主動的で先取りした対応。具体的には、納税者のニーズ収集手段、情報の合理的判断方法、措置の標準化など。
- ・対外的コミットメントの作成、その前提となる内部業務マニュアル（申告、登記、納税の手続、説明会の開催頻度など）の整備の方法

特に納税者の権利の事前保護は2012年の重要課題として重視されており、既に国家税務総局の各部署が新政策を公表する前に、納税者サービス司が納税者負担の観点から事前審査を行うよう総局内の手続きが変更された。納税者サービス部門が行う企業等への説明に関し、江蘇省無錫市税務局が導入した説明会（「納税者の家」）が各省・市に広がり始めている。同司としては、説明会の定着及び実質化のため、開催頻度、外国企業向け説明会方法などのルールづくりを重視している。他方で同司は、大手企業は情報収集の手段があり説明会のニーズが比較的少ないと考えている模様。

納税者サービス司（計25人）には、総合処、制度処、税法宣伝処、税務手続サービス処、納税者権益保護処がある。納税者サービス司の職責は、納税者サービス体系の整備、納税者指導、コンサルテーション、税収法律救済などである。地方では、省（納税サービス処）、地級市（納税サービス科）、県（納税者サービス係）、基層（納税者サービスホール）の四レベルの組織が設置されている。全国の納税者サービス従事職員者は82,500人（全税務職員の11%）で、全国2万ヶ所の納税者サービスホールがある。

納税者サービス司は、納税コンサルティング及び納税者の権利保護ができる人材の育成を目標としており、国家税務学院等での研修に加え、12366ホットラインで蓄積された業務知識のデータベース化による知識共有も進めている。さらに総局の政策立案への活用のため、各地の推薦に基づき、省レベル70拠点の国税・地稅各2名（処長レベル、実務者）、計280名を選出し、専門人材データベースに登録予定である（同司独自のデータベースとするか、総局全体の専門人材データベースに統合するか検討中）。

### 3-1-3 他国、国際機関の協力の動向

国家税務総局内の各部門の国際協力のニーズが大きい一方、国家税務総局独自の国際協力の予算がないため、国際税務司としては二国間協力及び国際機関との協力を活用し、できるだけ多くの各司、各処のニーズに応えるよう努力している模様。

現在実施中の二国間協力の相手国は、日本、オランダのみ。オランダとの協力は、オランダ国税関税執行局との直接協力であり、オランダでの海外研修（年1回、15人、15日間）

及び中国での現地研修（年 2 回、各 30-40 人、各 1 週間）を組み合わせた事業を実施中。2012 年にフェーズ 3（3 年間）を開始し、協力テーマは毎年協議のうえ決定する。2012 年は、政策法規司の要請に基づきテーマを「税法法制建設」とする予定であり、現地研修の実施場所も政策法規司が決定する。

国際機関との協力では、OECD 及び IMF との協力による中国での国内研修（後述）、UNDP との協力による海外研修などがある。後者については、UNDP 指定の海外研修機関が提供する半年の研修コースへの参加資金を UNDP が供与するもの。本調査の協議議事録署名者である彭寧副巡視員も当プロジェクトで米国研修に参加したらしい。

### 3-2 国際税務分野の人材育成

#### 3-2-1 人材育成政策

人材育成は、主に職場外研修を通じて実施されている。総局が直接企画する研修だけでも年間延べ 21~22 万人が参加している。

2008 年策定の「全国税務部門 2008-2012 年大規模幹部研修業務に関する意見」は、指導者、現場幹部、ハイレベル専門職人材、研修担当者のそれぞれに対する研修の重点業務を示し、同方針に沿って「2011 年全国税務部門幹部教育研修業務要点」などの具体的な年度方針が定められている。さらに「十二次五カ年計画税収発展計画綱要」をふまえ、2011 年 9 月には「十二次五カ年計画幹部教育研修改革発展計画」（調査時点では未開示）を策定し、5 年間の研修方針が策定された。

研修は任職の条件とされ、初任者は初任者研修（約 1 ヶ月~1 ヶ月半）、新任者は任職研修（約 1 ヶ月）、専門業務従事者は専門テーマ研修の受講が必要である。

初任者研修は、地方部門（国家税務総局の省部門及び地方税務局）が担当する。国家税務総局の省部門は税務専門知識研修を、地方税務局は政治倫理等の公共知識に関する研修をそれぞれ担当し、地方教育研修機関の専任講師が講義を行なう。

任職研修は、国家税務総局（国家税務総局地方部門の局長級及び処長級向け）、国家税務総局の省部門（国家税務総局地方部門の科級向け）が担当する。

専門テーマ研修は、当該テーマの担当部署の企画に基づき、国家、地方レベルの教育研修機構で行われている模様。国家税務総局及び各省では、分野ごとに専門人材データベースを整備済みだが、今後国家税務総局はさらに総局レベルの高級専門家を育成予定。自己申請、所属機関推薦、試験（今後作成予定）を通じ 1000 人を選定する。このため教育センターは「1000 人プロジェクト」を 2015 年末まで実施予定。各地の税務学院が同プロジェクト事業として教育センターに申請し、センターが認証する仕組み。

国家税務総局教育センターの説明によれば、現在直面する課題は以下のとおり。

- ・ 研修に対する理解不足。一部地方では業務多忙時で研修参加が困難。
- ・ 専門人材、高級人材の育成が不十分。
- ・ 研修施設ごとの特徴が不明確で、研修レベルが高くない。
- ・ 遠隔研修の質が充実していない。
- ・ 教育人材、カリキュラム、教材の不足。
- ・ 研修管理者、研修講師、省・市レベルの税務局教育処向けの研修の不足。
- ・ 研修体系、インセンティブの未整備。

#### 3-2-2 人材育成の体制

教育センターは、全国税務部門教育事業計画の策定・実施を担当し、教育経費の管理、全国税務部門の教材整備及び研修指導、直属の学院・学校のインフラ整備・幹部人事、公務海外研修・外国専門家招聘の管理などを担当する。センター内機構として、総合処、初任者・任職研修処、専門業務・在職研修処、研修協力処、遠隔教育処、試験管理処、研修施設管理処、教材研究管理処がある。センター内では総合処が研修の申請、計画、評価を所管。2012年からは総合処が国際協力も担当するようになった（本 JICA プロジェクトは同処の李職員が担当）。

省レベルでは、各省税務局教育処の担当官が、省内税務官の年度研修計画の策定、実施の監督管理、評価を担当している。

国家税務総局直属の研修機構として、揚州、大連、長沙に税務学院が設置されている。地方レベルにも各省1校の省レベル税務学院があり、全国の税務研修施設数は約50校である。揚州にある国家税務学院は、最大規模の施設を有し、教師のレベルが最も高く、中高級税務職員向け研修の基地とされている（同学院のみが国専管なのに対し、大連及び長沙の学院は国と省の共管）。各省で研修を実施する場合、当該省の多くの職員が参加できるというメリットがあるため、研修企画部署によっては国家税務学院以外の学院で研修を実施する場合もある。

国家税務総局は2010年から、中央及び地方の幹部教育研修経費を特別経費予算に組み入れ、教育センターが管理する方式に移行した。経費使用範囲を厳格にし、形を変えた観光への流用、費用の不正徴収などの違反行為等の防止を目的としている。研修企画部署（国家税務総局各司、省教育処、各研修施設等）は、毎年6-7月（概要）及び10-11月（詳細計画）に教育センターに申請し、同センターの審査、2月の税務幹部実務者会議の審議を経て、国家税務総局が決裁する。複数年度分の予算申請も可能である。なお外国専門家招聘費用のうち、国際航空賃は同予算の対象外となっており、専門家派遣側などによる負担が必要とされる。

一方、税務局職員の海外訪問予算は外事処が所管している。外事処より予算逼迫のため国際会議への出席も絞らざるを得ない状況であり、研修予算への配分が困難となっている旨の説明があった。

### 3-2-3 研修管理者の育成

「全国税務部門2008-2012年大規模幹部研修業務に関する意見」では、国家税務総局が、①省・地級市・市レベルの税務局長、②同レベルの教育部門責任者及び教育・研修事業担当者、③研修機関主要責任者、④教育管理、教育研究管理部門責任者、にそれぞれ年1回の研修を行うとしている。

教育センターは、質疑応答や事例研究などの学習型組織に関する新しい理念を導入するための管理者向け研修を年1-2回実施したい意向。規範化、科学化を進め、一回の研修ではなく、一つのプロジェクトとして計画、評価、フォローアップまで行なう考え方を浸透させることを目指している。既に省・市レベルの管理者に対するプロジェクト管理のための情報システムを提供し、地方から中央への報告に活用している。

### 3-2-4 講師の育成

中国には、国家税務総局直属及び省レベルの教育機構の「専任講師」及び優秀な指導者、専門家、学者、現場の優秀幹部等から選抜された「兼任講師」の二種類がある。

講師育成のため、税務研修機構で講師向け研修を実施している。国家税務総局直属研修

機関（揚州の国家税務学院、大連及び長沙の税務幹部学院）が中高級人材、地方学院が処長以下のレベルを対象とした研修を実施しており、合計規模は年 8-10 回、計 600 人にのぼる。さらに中国の大学や国際機関と協力して講師向けの特定テーマ研修も実施。最長 1 年間の税務局への出向研修、本人の希望に応じた研修経費支援等もある。

「全国税務部門 2008-2012 年大規模幹部研修業務に関する意見」は、毎年の講師研修参加時間を、専任講師は累計 30 日以上、兼任講師は 15 日以上と定めた。国家税務総局直属研修機関（揚州の国家税務学院、大連、長沙）を専任・兼任講師向けの研究・教育活動の拠点とし、年 7-10 回の専任講師研修、年 5-10 回の兼任講師研修を実施する方針である。

「2011 年全国税務部門幹部教育研修業務要点」は、専任講師向けに年 6 回の研修（1 回 50-60 人、4 週間）を行うとともに、人材交流による職場体験研修（「双向掛職」）を試行するとした。また兼任講師向けに、年 10 回の研修（1 回 70 人、3 週間）研修を行なうとした（国家税務学院での講師研修カリキュラムにつき後述）。

2006 年以來、国、省レベルでそれぞれ幹部教育講師データベース<sup>1</sup>が整備され、優秀な講師の情報が共有されている。教育センターが管理する国レベルの講師データベースの場合、11 種類の分類（政治理論、政策法規、徴収管理、税源管理、税務調査、国際課税、会計監査、文化素養、スキルトレーニング、管理科学）で管理している。データベース登録は、①研修受講者の自己申請、②所属機関の推薦、③試験的講義（教育スキルの確認）、④教育センターの審査、の手続きによる。

登録者 5000 人のうち、専任講師が 1000 人、兼職講師が 4000 人。うち優秀講師 400 人を選定し、ウェブサイトで公開した。教育センターは、将来的には講師数を 8000 人（専任 3000 人、兼職 5000 人）としたい意向だが、特に国際課税のような高度専門分野人材が不足している。国際課税分野は専任講師が 20 人、兼職講師が 120 人のみ。

税務研修機構の講師は理論には長けているが実務を熟知した講師が少なく、税務研修機構から国家税務総局等に実務者講師の派遣を要請することが多い。しかしながら実務部門が多忙のため講師派遣要請に十分対応できないという問題が生じている。

### 3-2-5 国際税務分野の人材育成

国際税務分野の研修には以下の種類がある。国家税務学院は国際税務研修基地であるが、研修を企画する業務部門の考え次第では、同学院以外で開催する場合もある。

国際税務分野の研修の種類

	直営			国際協力	
	長期（英語使用） ※現在停止中	短期 ※2012 年予定なし	専門テーマ研修	国際機関 (OECD 等)	二国間 (日、蘭)
期間	9-10 ヶ月 年 1 回	約 2 週間 年 1 回	数日から数週間 年複数回	1 週間 年 7-8 回	1 週間 年各 2 回
カリキュラム	学院が作成（一部 OECD 研修に合流）	学院が作成	国家税務総局等 業務部門が作成	各ドナー 作成	各ドナー 作成
講師	専任教師、兼職講師、 外部講師（国際税務司等）	専任教師、兼職講師、 外部講師	専任教師、兼職講師、 外部講師	各ドナー 派遣	各ドナー 派遣
場所	国家税務学院（揚 州）	国家税務学院	業務部門が 都度決定	国家税務学 院	都度決定

### 3-2-6 国家税務学院

<sup>1</sup> 講師人材用の専門データベースで「専門人材データベース」とは異なる。

### 3-2-6-1 概要

国家税務学院は、江蘇省揚州市にあり、国家税務総局直属の研修機構3校のうち、唯一国レベルの所管である（大連、長沙の税務学院は国と省の共管）。1984年に設立、2003年に国家税務総局から中高級公務員研修、国際税務研修、税務教育研修・研究の基地と定められた。2011年には中央政府に国家税務学院としての承認を受けた。

年間研修数は約350件で、研修員延べ人数は15,000人にのぼる。処長クラス以上の公務員任職研修、幹部管理能力・知識更新研修、各種徴税業務研修（税込政策、税込管理、税務調査、税込情報化など）を実施している。4割が国家税務総局の指示による研修、6割が地方の税務局等の委託研修である。なお新任者研修は各省の学院が実施するため、国家税務学院では行っていない。

研修収容能力は約1,000人（マルチメディア教室20室、リスニング教室1室、コンピューター教室7室、ディスカッション教室20室など）。さらに2015年頃には収容能力500人の20階建ての新棟ビルも完成予定。2009年に税務局職員向けの遠隔研修を開始し、講義ビデオ、パワーポイント資料、教材資料をインターネット上で試聴できるようになった。ネット上の試験に合格すれば研修実績として人事記録に反映できる。国家税務学院の遠隔研修サイトは2012年4月に国家税務総局のネット学院に統合され、他学院の研修もネット学院を通じて受講できるようになる。国家税務学院は、今後のJICA研修の内容を遠隔研修用に教材化することにも関心を有している。

### 3-2-6-2 講師の現状

教育部門は、教研一部（税制一般、国内税法）、教研二部（政治学、管理学、倫理教育）、教研三部（国際税務）の三部から成る。講師・職員数は学院全体で約650人。うち正規の講師・職員は約160人で、残りは契約講師・職員。専任講師は約60人、兼職講師が約150名（税務局系列の税務職員）である。また税務局系列以外の大学、研究機関からの兼職講師が100名程度いる。

### 3-2-6-3 講師の育成

専任講師の育成は、主に国家税務学院内での研究、税務局への出向、大学での休職研修、税務局での調査研究などによる。国家税務学院と税務局間の出向について、近年国家税務学院は、年約10人を基層の税務局または国家税務総局に出向させ、年約7-8名を受け入れている。

国家税務学院は税務教育研修・研究基地でもあり、地方の教育研修機構の学院・学校長に対する行政・教学管理研修、地方の教育研修機構の兼職講師に対する教学・専門テーマ研修などを実施している。2011年に実施したこれら研修の例は以下のとおり。

国家税務学院による研修機構院校長向け、講師向け研修の実績

	研修名	期間	定員数
1	全国税務部門税源管理基層研修教師研修	2011.10.10-28	70
2	全国税務系統幹部教育研修機構院校長向け行政事務管理研修	2011.12.2-12	
3	全国税務系統幹部教育研修機構院校長向け教学管理研修	2011.12.2-12	

### 3-2-6-4 国際税務分野の研修

国際税務分野の講師向け研修の体系が確立されておらず、国家税務学院は、講師育成及び高度で専門的な内容に関するカリキュラム開発の必要があると認識している。

従来の国際税務分野の総合的な研修としては、9-10ヶ月程度の長期の研修、2週間程度の短期の研修を実施した実績がある。前者では、英語、会計、経済・税務基礎理論、租税条約、移転価格、情報交換、タックスヘブン、国際税務監査規定、納税評価、情報化、租税法などを講義した。英語による研修であるが、国家税務学院の説明によれば、英語使用可能な専門人材が少ないため、当該研修は現在行っていないとのことであった。また後者の短期の研修について、2009年実施の「国際課税主要担当者研修」の場合、移転価格、情報交換、非居住者課税、租税条約、国際貿易・金融、恒久的施設等について、各1-2日間の講義を行った。2012年は同様の研修の実施予定はない。

これら総合的な研修と別に、専門テーマ研修を実施している。地方の税務局の国際税収管理処と大企業処の責任者及び中堅幹部向けに研修を実施している。主な研修内容は、国際課税、租税回避防止、移転価格、租税条約、情報交換、非居住者課税、大企業管理などであり、初級・中級・高級に区別している。

国家税務学院による近年の国際税務分野の研修実績

	研修名	期間	専門家数	参加者数
1	モンゴル国中国税制研修	2004.9.12-26		15
2	モンゴル国財政部幹部税務調整研修(経済貿易大学)	2004.12.22-24	4	15
3	国際税務研修(独自企画運営)	2005.6.20-30	6	86
4	総局国際司租税回避防止研修(米国)	2005.10.31-11.8	2	112
5	モンゴル国税務幹部中国税収研修	2005.12.3-10		15
6	租税回避防止主要担当者研修1(国際司)	2006.3.13-17	3	80
7	租税回避防止主要担当者研修2(国際司、米国)	2006.3.20-22	6	80
8	国際課税租税回避防止特定テーマ研修(独自企画運営)	2006.9.18-28	4	129
9	ハルビン市地税局国際課税研修(独自企画運営)	2007.7.8-14	1	65
10	多国籍企業国際課税研修(独自企画運営)	2007.11.11-24		
11	モンゴル国税務研修団	2007.12.2-8		15
12	金融分野租税回避防止主要担当者研修	2008.10.16-24	35	159
13	多国籍企業国際課税研修(独自企画運営)	2008.12.1-10	2	129
14	不動産	2008.5.22-24	2	
15	英語学習会	2008.7.30-8.10	1	20
16	国際課税主要担当者研修	2009.8.10-21	1	85
17	モンゴル国税務幹部研修	2010.12.6-10		17

	研修名	期間	専門家数	参加者数
1	国際税務管理高級研修	2005.4-12		50
2	国際税務管理高級研修	2006.4-12		50
3	国際税務管理高級研修	2007.4-12		40

国家税務学院では、国家税務総局の指示を受け、2003年以来、OECD、IMF、UNDP、世界四大会計事務所などと研修を実施している。

OECDの研修は、OECDのアウトリーチ研修の枠組みで実施され、国際税務分野を中心とした約1週間のテーマ別研修を年7-8回行っている(2011年実績は7回、2012年予定回数は8回)。毎年10-11月に国家税務総局とOECDが協議し、翌年分の対象テーマを決定す

る。各回の研修には3-4人のOECD専門家が派遣され、130人程度が受講する。学院には3人の英語同時通訳可能な職員が勤務しているため、OECD専門家が英語教材を提供し、学院が資料翻訳・印刷、英語同時通訳を実施している。OECD研修修了者に対しては、OECDと国家税務総局が共同で研修終了証明書を発行する。

その他の研修は、試験に合格した者のみ学院の証明書を発行している。

#### OECD研修（2011年実績）

	研修名	期間	専門家数	参加者数
1	OECD 税収政策研究分析研修	2011.3.14-18	4	97
2	OECD 金融市場における税収問題に関する特定テーマワークショップ	2011.4.25-29	3	51
3	OECD 納税者サービス特定テーマ研修	2011.5.23-27	3	98
4	OECD 租税条約の立法を推進する高級ワークショップ	2011.6.13-17	3	28
5	OECD 多国籍企業監査高級研修	2011.6.27-7.1	3	76
6	OECD 国際課税情報交換研修	2011.9.5-9	3	78
7	OECD 非居住者課税管理研修	2011.11.28-12.2	3	26

#### OECD研修（2012年計画）

	研修名	期間	主催機関	参加者数（香港、マカオ除く）
1	税務情報交換	3.26-20	国際司 国際税収徴収管理協作処	90
2	不動産税	4.16-20	財産行為税司	90
3	移転価格指針	5.7-11	国際司租税回避防止処	90
4	増値税コンプライアンス	5.21-25	貨物と労務税司	90
5	租税条約の運用	6.4-8	国際司租税条約処	90
6	税収流失ミクロ分析	6.18-22	徴収管理と科学技術発展司	90
7	多国籍企業税務調査	11.15-19	調査局	90
8	税収政策数量化分析	11.5-9	収入計画採算司	50

#### OECD以外の国際機関、海外の団体との協力による研修

	研修名	期間	専門家数	参加者数
1	不動産評価（リンカーン基金会）	2004.5.24-28	6	84
2	SGATAR 第二回共同研修	2004.10.24-11.5	8	45
3	中国租税回避防止事業主要担当者研修（UNDP）	2006.3.3-10	22	80
4	税収分析研修（IMF）	2008.4.16-22	3	87
5	税収分析ワークショップ（IMF）	2008.3.23-26	3	23
6	BP 集団	2008.12.1-3	8	106
7	全国税務機関第八回税収分析高級研修（リンカーン基金会）	2010.10.11-22	3	61

#### 3-2-6-5 国際税務分野の講師の育成

教研三部（国際税務）の研修講師は、内部3名、外部約10名（国家税務総局、省税務局、税務総局税収科学研究所等）。国内税務分野の研修は内部講師中心で実施しているのに対し、国際税務分野は、国家税務総局国際税務司、OECDなどの国際協力事業の専門家などに頼っている。

税務行政の実務経験を有する学院の専任講師が不足する一方、学院の兼職講師となる実務に精通した税務行政官が少ないという問題がある。教育センターとしては、忙しくなると所属先機関が講師研修や専門テーマ研修に職員を派遣しがらないため、所属先機関の



研修に対する理解を高める必要があると考えている。また税務局職員が兼職講師となることのインセンティブを高める必要性も認識している。一方、国家税務学院としては、プロジェクト管理、国際課税、一般的租税回避防止、移転価格、専門的知識技能、重要な技術スキル、教育ノウハウなどの点で、講師の能力向上も必要と認識している。

## 第4章 プロジェクトの基本計画

### 4-1 上位目標

適正な税務行政の実現を通じ、日系企業を含む納税者の税務行政に関する信頼が向上するとともに、納税者のコンプライアンスが向上する。

### 4-2 プロジェクト目標

国際税務に関する税務行政分野の人材育成能力が向上する。

### 4-3 成果

- ・成果1 国際税務に関する専門分野の講師人材の育成（国際課税分野、納税者サービス分野）
- ・成果2 研修管理能力の向上

### 4-4 全体スケジュール

年 度		国際課税	納税者サービス	研修管理
2012	4-9 月	現地セミナー①9-10 月 (非居住者課税)		
	10-3 月			訪日研修① 11-12 月
2013	4-9 月		現地セミナー② 4 月	現地セミナー③9-10 月
	10-3 月	訪日研修②11-12 月 (国際課税)		
2014	4-9 月	現地セミナー④9-10 月 (租税回避防止)		
	10-3 月	現地セミナー⑤3 月 (情報交換)	訪日研修③ 11-12 月	
2015	4-9 月		現地セミナー(うち1日 は公開セミナー)9 月	

注1: 「年度」は日本の財政年度(毎年の4月1日から翌年の3月31日まで)を意味する。

注2: 現地セミナー開催時に、日本側は講師として短期専門家を2-3名派遣する。

注3: 日中双方は、2013年度及び2014年度の課題別研修「アジア国際課税」への研修員受入(毎年度3人)を本プロジェクトの一部として実施する可能性を積極的に検討する。

## 付属資料 1

詳細計画策定調査協議議事録（和文・中文）

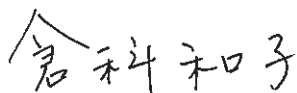


中華人民共和国 国際税務プロジェクトに関する協議議事録

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」）中華人民共和国事務所（以下「中国事務所」）による倉科和子を団長とする詳細計画策定調査団（以下「調査団」）は、中華人民共和国（以下「中国」）国家税務総局と、「国際税務プロジェクト」（以下「プロジェクト」）の基本計画等について一連の協議を行い、附属文書のとおり協議結果を確認した。

等しく正文である日本語、中国語による本書を各二通作成し、双方の合意のもとに署名した。

2012年2月24日 北京市



倉科 和子

日本国

独立行政法人国際協力機構

詳細計画策定調査団 団長



彭 寧

中華人民共和国

国家税務総局

国際税務司 副巡視員

## I. プロジェクト基本計画

日中双方は、プロジェクトの基本計画について協議を行い、基本的に以下のとおり合意した。

なお、プロジェクトの基本計画は、今後の討議議事録（Record of Discussion：R/D）により双方で最終的に確認される。

### 1. プロジェクト名称

本プロジェクト要請時には「国際税務行政能力強化プロジェクト」であったが、日本政府の通報文に基づいて、正式な案件名を以下の通りとする。

- （日本語） 国際税務プロジェクト
- （中国語） 国际税务项目
- （英語） Project for International Taxation

### 2. 基本的な考え方

- （1） 協力分野は、外資企業の関心の高い国際課税（国際租税回避防止、非居住者課税、情報交換等）に重点を置く。また納税者の税務当局に対する信頼を高めるために、納税者サービスも国際税務分野の一つと捉える。
- （2） 協力アプローチとして、研修成果の持続性及び普及の観点から、国際税務行政分野の人材育成に必要な講師及び講師候補者の能力強化を重視する。本プロジェクトの研修・セミナー対象者は、税務研修機構等の内部専任講師、外部兼任講師及び講師候補者（国家税務総局職員、地方の税務局職員など）とする。同対象者には本プロジェクトの研修・セミナー受講段階で講師登録を行っていない実務者も含めることとし、国家税務総局は、右実務者が将来的に国・省レベルの研修で活用されるための方策をとる。
- （3） 国際税務分野の人材育成にあたっては、実務の知識及び関連知識を有する人の選出と参加を重視すべきところ、特に実務経験のある講師・講師候補者に対する研修は、ケースメソッド手法を重視する。
- （4） 研修能力向上のためには、研修講師育成に加え、研修政策立案能力及び研修管理能力の向上も必要であり、研修政策及び研修管理の担当者に対する研修を協力対象に含める。

### 3. プロジェクト基本計画及び活動スケジュール

プロジェクトの上位目標、プロジェクト目標、成果、全体スケジュール等につき、別添1プロジェクト概要のとおりとする。なお各年度の詳細な活動スケジュールは、前年の12月前後に、日中双方の協議により決定する。2012年度の活動スケジュールについては以下のとおりとする。

- （1） 非居住者課税をテーマとする現地セミナー（2012年9-10月、長沙（暫定）、1週間程度、研修員30人程度、日本人専門家2-3名）
- （2） 研修管理をテーマとする訪日研修（2012年11-12月、20人、15日間）  
具体的期間は研修ニーズ及び日本側の対応可能な範囲により確定する。2012年3月以内に中国側は日本側に研修ニーズを提出する。

別

倉

#### 4. プロジェクト受益者

プロジェクトの受益者を次のとおりとする。

- (1) 直接受益者 国際税務の担当職員、税務職員研修の担当者
- (2) 間接受益者 中国税法上の納税者（特に中国で活動を行う、または中国と取引を行う外国法人・個人等）

#### 5. 研修に関する事項

##### (1) 対象テーマ

国際課税（非居住者課税、租税回避防止、情報交換等）、納税者サービス、研修管理とする。

##### (2) 研修方法

訪日研修及び現地セミナーによる。

##### (3) 現地セミナーの実施場所

国家税務総局税務幹部研修学院（以下「国家税務学院」）を主な実施場所とする。その他の実施場所は、日中双方の協議により決定する。

##### (4) 研修対象者

国際課税及び納税者サービス分野の研修対象者は、講師人材として育成予定の、実務経験を有する国家税務総局及び地方の税務局の職員を中心とする。研修管理分野の研修対象者は、国家税務総局及び地方の税務局の研修政策、研修運営管理担当職員並びに税務研修機構の職員を中心とする。

##### (5) 研修受講者の活用

国家税務総局は、可能な範囲で本プロジェクトの研修受講者を講師人材データベースに登録し、当該受講者が中央・省レベルの研修または所属機関での伝達研修の講師となり、教材開発、研修実施などを行うよう、積極的な措置をとる。

#### 6. モニタリング・評価

##### (1) モニタリング報告書

国家税務総局は、訪日研修及び現地セミナーの終了後、各活動ごとに総括報告書を中国語で作成し、JICA 中国事務所に送付する。

##### (2) 評価

JICA 及び国家税務総局は、プロジェクト終了前に共同で終了時評価を実施する。評価方法について、JICA のプロジェクト評価関連規程に従い、簡易的な評価方法を採用する。評価指標は、別添 1 プロジェクト概要の指標を用いる。

## II. プロジェクト実施体制

日中双方は、本プロジェクトの実施体制につき、以下のとおりとすることに合意した。

1. 国家税務総局国際税務副司長は、総括責任者（プロジェクト・ディレクター）として、プロジェクトの全体的な運営及び実施に係る責任を負う。
2. 国家税務総局国際税務司外事処長は、実施責任者（プロジェクト・マネージャー）として、プロジェクトの管理及び技術に関する事項に係る責任を負う。

## III. 日中双方の投入

日中双方は、プロジェクトの実施にかかる投入について、以下のとおりとすることで合意した。

### 1. JICA による投入及び措置

JICA は以下の必要な投入及び措置を行う。

#### (1) 以下の分野の短期専門家の派遣

- ・ 研修管理
- ・ 国際課税
- ・ 納税者サービス

#### (2) 以下の分野の訪日研修の実施

- ・ 研修管理
- ・ 国際課税
- ・ 納税者サービス

#### (3) 以下の活動経費の負担

- ・ 現地セミナーに関する日本人専門家派遣経費（出張旅費、食事宿泊費、人件費等）、通訳費（国家税務学院で英語で授業を行なう場合を除く）、資料翻訳費（国家税務学院で英文教材を作成する場合を除く）
- ・ 訪日研修に関する訪日研修員の国際旅費、日本における研修経費

### 2. 中国側による投入及び措置

中国側は以下の必要な投入及び措置を行う。

- ・ 現地セミナーに関する会場費、資料印刷費、中国側参加者の出張旅費・食事宿泊費、通訳費（国家税務学院で英語で授業を行なう場合のみ）、資料翻訳費（国家税務学院で英文教材を作成する場合のみ）
- ・ 訪日研修に関する訪日研修員の中国国内の旅費、食事宿泊費、出国手続関連費用
- ・ プロジェクトの成果普及に関する投入

## IV. プロジェクト開始までの予定

日中双方は、今後のスケジュールを以下のとおりとすることで合意した。

### 1. 討議議事録（R/D）の署名

別添 2 の R/D 案について、日中双方の内部手続きを経て、2012 年 3 月末までに署名を行う。





## 2. プロジェクト開始時期及びプロジェクト実施期間

本プロジェクトの期間は、最初の活動の開始日から3年間とする。

以 上

別添 1 プロジェクト概要

別添 2 討議議事録 (R/D) 案

別

倉

## プロジェクト概要

## 1. 事業計画案

	目標・成果	指標（入手手段）
上位目標	適正な税務行政の実現を通じ、日系企業を含む納税者の税務行政に関する信頼が向上するとともに、納税者のコンプライアンスが向上する。	各地の外資系企業に対する説明会・意見交換会の実施状況（税務総局統計） 納税者の税務行政に関する信頼度の変化（納税者満足度調査）
プロジェクト目標	国際税務に関する税務行政分野の人材育成能力が向上する。	国際税務分野の講師人材育成データベース登録者数の増加（教育センター統計）
成果 1	国際税務に関する専門分野の講師人材の育成（国際課税分野、納税者サービス分野）	研修を受けた人の知識習得度（訪日研修、現地セミナーのアンケート） 国際課税分野、納税者サービス分野の研修実績の変化（教育センター統計）
成果 2	研修管理能力の向上	TOT 研修の増加（教育センター統計） カリキュラム、教材に対する研修員の評価（国家税務学院統計）

## 2. 全体スケジュール

年 度		国際課税	納税者サービス	研修管理
2012	4-9 月	現地セミナー① 9-10 月 (非居住者課税)		
	10-3 月			訪日研修① 11-12 月
2013	4-9 月		現地セミナー② 4 月	現地セミナー③ 9-10 月
	10-3 月	訪日研修② 11-12 月 (国際課税)		
2014	4-9 月	現地セミナー④ 9-10 月 (租税回避防止)		
	10-3 月	現地セミナー⑤ 3 月 (情報交換)	訪日研修③ 11-12 月	
2015	4-9 月		現地セミナー（うち 1 日は公開セミナー） 9 月	

注 1: 「年度」は日本の財政年度（毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）を意味する。

注 2: 現地セミナー開催時に、日本側は講師として短期専門家を 2-3 名派遣する。

注 3: 日中双方は、2013 年度及び 2014 年度の課題別研修「アジア国際課税」への研修員受入（毎年度 3 人）を本プロジェクトの一部として実施する可能性を積極的に検討する。

別

【案】

中華人民共和国  
「国際税務プロジェクト」に係る  
日本の技術協力に関する独立行政法人国際協力機構と  
中華人民共和国国家税務総局との討議議事録

北京 2012年3月 日

---

中川 聞夫  
日本国  
独立行政法人国際協力機構  
中華人民共和国事務所 所長

---

王 文欽  
中華人民共和国  
国家税務総局  
国際税務司 副司長

胡

倉

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」）及び中華人民共和国（以下「中国」）国家税務総局が2012年2月24日に署名した国際税務プロジェクト（以下「本プロジェクト」）にかかる協議議事録に基づき、JICA 中国事務所及び国家税務総局は、本プロジェクトの計画を具体化するための一連の討議を行った。

双方は、附属文書1に記載の本プロジェクト概要及び附属文書2に記載の主要協議事項について合意し、また、それぞれの政府に対し、本プロジェクトの実施に必要な措置を取るよう勧告することに合意した。

また双方は、国家税務総局が、JICA と協力しつつ本プロジェクトの実施に責任を持ち、関係する他の機関との調整を行い、中国の社会経済発展に資するために本プロジェクトの期間中及び終了後の本プロジェクトの自立的運営の持続を確保することに合意した。

本プロジェクトは、日本政府と中国政府の間で交換される口上書に基づき実施される。

等しく正文である日本語、中国語による本書各2通を作成し、双方の合意のもとに署名した。

附属文書1：プロジェクト概要

附属文書2：主要協議事項



## 附属文書1：プロジェクト概要

### I. 背景

中国政府の「外資導入・海外事業展開」戦略の採用及び世界経済のグローバル化に伴い、中国と日本をはじめとする諸外国の間では、国境を越えた経済活動の増加及び多様化が進んでいる。中国国家税務総局は2008年に組織改革を行い、国際税務司非居住者税収管理处及び同司国際税収徴収管理協力処（情報交換等担当）並びに納税者サービス司を新設し、国際課税制度の整備、外資系企業・外国人を含む適正納税者向けのサービス体制強化に積極的に取り組み始めた。しかしながら当該分野の人材育成は、国際課税業務の急増・多様化に追いついていない。

JICAは、「税務行政改善支援プロジェクト（2004-2007）」により多国籍企業の集中する沿岸部地域の税務行政官に対し移転価格税制の研修を行った。また「税務行政管理プロジェクト（2008-2011）」により、その成果を内陸部地域に普及すると同時に、納税者サービスについても協力を行った。2010年8月、中国政府は日本政府に対し、国際税務に携わる人材を育成する講師の育成をはじめとする「国際税務プロジェクト」を要請した。2011年9月、日本政府は中国政府の要請を正式に採択した。

### II. プロジェクトの枠組み

#### 1. プロジェクト件名

- （日本語） 国際税務プロジェクト
- （中国語） 国际税务项目
- （英語） Project for International Taxation

#### 2. 上位目標

適正な税務行政の実現を通じ、日系企業を含む納税者の税務行政に関する信頼が向上するとともに、納税者のコンプライアンスが向上する。

#### 3. プロジェクト目標

国際税務に関する税務行政分野の人材育成能力が向上する。

#### 4. 成果

- （1）国際税務に関する専門分野の講師人材の育成（国際課税分野、納税者サービス分野）
- （2）研修管理能力の向上

#### 5. 投入及び措置

##### （1）JICAによる投入及び措置

JICAは、以下に掲げる投入及び措置を行う。

##### a. 専門家の派遣

JICAは、以下の分野の短期専門家を派遣する。

- (a) 研修管理
- (b) 国際課税
- (c) 納税者サービス

b. 訪日研修

JICA は、以下の分野の研修員の日本等への受入れを行う。

- (a) 研修管理
- (b) 国際課税
- (c) 納税者サービス

c. 活動経費

JICA は、本プロジェクトの実施に必要な以下の経費を負担する。

- (a) 現地セミナーに関する日本人専門家派遣経費（出張旅費、食事宿泊費、人件費等）、通訳費（国家税務学院で英語で授業を行なう場合を除く）、資料翻訳費（国家税務学院で英文教材を作成する場合を除く）
- (b) 訪日研修に関する訪日研修員の国際旅費、日本における研修経費

(2) 国家税務総局による投入及び措置

a. 国家税務総局は、以下に掲げる投入及び措置を行う。

- (a) 本プロジェクト担当者の配置
- (b) 本プロジェクトの実施に必要な運営費
  - ・ 現地セミナーに関する会場費、資料印刷費、中国側参加者の出張旅費・食事宿泊費、通訳費（国家税務学院で英語で授業を行なう場合のみ）、資料翻訳費（国家税務学院で英文教材を作成する場合のみ）
  - ・ 訪日研修に関する訪日研修員の中国国内の旅費、食事宿泊費、出国手続関連費用
  - ・ プロジェクトの成果普及に関する投入
- (c) 本プロジェクトに関連するデータ及び情報の提供
- (d) JICA 専門家のビザ取得に必要な便宜を含む中国出入国に必要な措置
- (e) JICA 専門家に対する安全に関する情報の提供及び JICA 専門家の安全のために必要な協力
- (f) 国家税務総局は、国家科学技術部の日本政府の技術協力に関する定めにしたがい、科学技術部に対し、必要な専門家要請書を提出する。

b. 国家税務総局は、日本の技術協力の結果として中国国民が獲得する技術及び知識が、中国の経済及び社会の発展に貢献することを確保するために必要な措置を講じる。また、国家税務総局は、中国側人員が技術研修から得た知識及び経験が、本プロジェクト実施のために有効に用いられることを確保するために必要な措置を講じる。

## 6. 実施体制

関係機関及び関係者の役割は、以下のとおりとする。

### (1) 中国側体制

- a. 本プロジェクトのカウンターパート機関を国家税務総局とする。カウンターパート機関は、中国政府を代表して、本プロジェクトの運営・調整に責任を持ち、JICA 中国事務所とともに、下記6(3)の次年度計画協議、下記6(4)の活動計画協議、下記Ⅲの終了時評価を実施する。
- b. 国家税務総局国際税務副司長は、総括責任者(プロジェクト・ディレクター)として、プロジェクトの全体的な運営及び実施に係る責任を負う。
- c. 国家税務総局国際税務司外事処長は、実施責任者(プロジェクト・マネージャー)として、プロジェクトの管理及び技術に関する事項に係る責任を負う。

### (2) 日本側体制

JICA 中国事務所は、中国側カウンターパート機関と、日本国税庁・税務大学校及び在中国日本大使館など日本側協力機関の間の調整を行う。

### (3) 次年度計画協議

JICA 中国事務所及び国家税務総局は、次年度(以下、4月から翌年3月までを「年度」とする)の活動計画に関する事前協議(次年度計画協議)を行う。次年度計画協議では、プロジェクトのモニタリング及びプロジェクト実施中に生じる事項についての意見交換も行う。本協議には、在中国日本大使館及び国税庁の北京長期出張者がオブザーバー参加できるものとする。

### (4) 活動計画協議

JICA 中国事務所及び国家税務総局は、個々の訪日研修、現地セミナーなどの活動計画に関する事前協議(活動計画協議)を行う。本協議には、在中国日本大使館及び国税庁の北京長期出張者がオブザーバー参加できるものとする。

## 7. プロジェクトの受益者

本プロジェクトの直接受益者は、カウンターパート機関の職員である。間接受益者は、中国税法上の納税者(特に中国で活動を行う、または中国と取引を行う外国法人・個人等)である。

## 8. 協力期間

本プロジェクトの期間は、最初の活動の開始日から3年間とする。

## 9. 環境社会配慮

国家税務総局は、本プロジェクトの環境及び社会的な影響に対する適切な配慮を確保するため、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」を遵守することに同意した。



### Ⅲ. 評価

JICA 及び国家税務総局は、本プロジェクト終了時に共同で終了時評価を実施する。評価方法について、JICA のプロジェクト評価関連規程に従い、簡易的な評価方法を採用する。評価指標は、附属文書 2 の指標を用いる。

### Ⅳ. 本プロジェクトに関する社会的支援の促進

本プロジェクトに対する支援の促進のため、国家税務総局は、本プロジェクトが中国国民に広く知られるよう適切な措置を講じる。

### Ⅴ. 相互協議

JICA と国家税務総局は、討議議事録内容の解釈に関する不一致が生じた場合やプロジェクトの実施中に主要問題が生じた場合には、いつでも相互協議を行う。

### Ⅵ. 討議議事録の変更

討議議事録の変更は、JICA 中国事務所と国家税務総局の協議議事録をもって行う。

当該協議議事録の署名者は双方の署名権限を有する代表者とし、本討議議事録署名者と異なる者であっても可とする。

以 上





附属文書 2 : 主要協議事項

プロジェクト概要

1. 事業計画案

	目標・成果	指標（入手手段）
上位目標	適正な税務行政の実現を通じ、日系企業を含む納税者の税務行政に関する信頼が向上するとともに、納税者のコンプライアンスが向上する。	各地の外資系企業に対する説明会・意見交換会の実施状況（税務総局統計） 納税者の税務行政に関する信頼度の変化（納税者満足度調査）
プロジェクト目標	国際税務に関する税務行政分野の人材育成能力が向上する。	国際税務分野の講師人材育成データベース登録者数の増加（教育センター統計）
成果 1	国際税務に関する専門分野の講師人材の育成（国際課税分野、納税者サービス分野）	研修を受けた人の知識習得度（訪日研修、現地セミナーのアンケート） 国際課税分野、納税者サービス分野の研修実績の変化（教育センター統計）
成果 2	研修管理能力の向上	TOT 研修の増加（教育センター統計） カリキュラム、教材に対する研修員の評価（国家税務学院統計）

2. 全体スケジュール

年 度	国際課税	納税者サービス	研修管理
2012	4-9 月 現地セミナー① 9-10 月 (非居住者課税)		
	10-3 月		訪日研修① 11-12 月
2013	4-9 月	現地セミナー② 4 月	現地セミナー③ 9-10 月
	10-3 月	訪日研修② 11-12 月 (国際課税)	
2014	4-9 月	現地セミナー④ 9-10 月 (租税回避防止)	
	10-3 月	現地セミナー⑤ 3 月 (情報交換)	訪日研修③ 11-12 月
2015	4-9 月	現地セミナー（うち 1 日は公開セミナー） 9 月	

注 1 : 「年度」は日本の財政年度（毎年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）を意味する。

注 2 : 現地セミナー開催時に、日本側は講師として短期専門家を 2-3 名派遣する。

注 3 : 日中双方は、2013 年度及び 2014 年度の課題別研修「アジア国際課税」への研修員受入（毎年度 3 人）を本プロジェクトの一部として実施する可能性を積極的に検討する。



中华人民共和国 国际税务项目  
协商备忘录

日本国际协力机构（以下称“JICA”） 中华人民共和国事务所（以下称“中国事务所”）以仓科和子为团长的详细计划制定调查团（以下称“调查团”）与中华人民共和国（以下称“中国”）国家税务总局就“国际税务项目”（以下称“项目”）的基本计划等进行了一系列协商，并共同确认协商结果如附属文件所示。

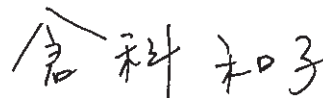
此协商备忘录以中文、日文书写，正本各一式两份，经双方同意签署。

北京市 2012年2月24日



---

彭 宁  
中华人民共和国  
国家税务总局  
国际税务司 副巡视员



---

仓科 和子  
日本国  
日本国际协力机构  
详细计划制定调查团 团长



## I. 项目基本计划

中日双方就项目的基本计划进行了协商，就以下事项基本达成一致。

关于项目的基本计划双方今后将通过会谈纪要 (Record of Discussion :R/D) 进行最终确认。

### 1. 项目名称

本项目申请时的名称为“加强国际税务征管能力建设项目”，根据日本政府的通报文件，正式名称如下所示：

(中文) 国际税务项目

(日文) 国際税務プロジェクト

(英文) Project for International Taxation

### 2. 基本思路

- (1) 合作领域围绕外资企业较为关心的国际税收（反避税、非居民税收、情报交换等）为重点。此外，为了提高纳税人对税务当局的信任度，将纳税服务作为国际税务领域的一个部分。
- (2) 合作方式从培训成果的可持续性 & 普及的观点出发，重视强化国际税务领域人才培养所必需的师资及师资候选人的能力。本项目的培训对象为税务培训机构等的内部专职教师、外部兼职教师以及师资候选人（国家税务总局职员、地方的税务局职员等）。该培训对象包括在接受项目培训时尚未登记为教师的从事实际业务的人员。国家税务总局将采取必要措施，使参加本项目培训的实际业务人员将来在国家、省级培训中发挥作用。
- (3) 培养国际税务领域的人才时，应重视选拔有实际业务经验和相关知识的人员参加。针对具有实际业务经验的师资、师资候选人的授课应特别重视采用案例教学方式。
- (4) 为了提高培训能力，除了培养师资以外，提高培训政策制定能力和培训管理能力也很有必要。所以，本项目的培训对象还包括对负责制定培训政策和培训管理人员的培训。

### 3. 项目的基本计划及活动计划

本项目的总体目标、项目目标、成果、整体活动计划等如附件 1 项目概要所示。各年度的详细活动计划在每年的 12 月前后由中日双方协商决定。其中 2012 年度的活动计划如下所示：

- (1) 以非居民税收为主题的现地培训（2012 年 9-10 月之间、长沙（暂定）、

1 周左右、学员 30 人左右、日方派遣 2-3 名日本讲师)

- (2) 以培训管理为主题的赴日培训(2012 年 11-12 月、20 人、15 天(具体期间根据中方的培训需求以及日方可对应的范围确定,2012 年 3 月之内中方提交书面的培训需求供日方参考))

#### 4. 项目受益人员

本项目的受益人员如下所示:

- (1) 直接受益人员 负责国际税务的官员、税务系统培训负责人
- (2) 间接受益人员 中国税法规定的纳税人(特别是在中国开展活动或与中国有经济往来的外国法人、个人等)

#### 5. 培训相关事项

##### (1) 培训主题

国际税收(反避税、非居民税收、情报交换等)、纳税服务、培训管理。

##### (2) 培训方式

赴日培训以及现地培训。

##### (3) 现地培训的实施地点

以国家税务总局税务干部进修学院(以下称“国家税务学院”)为主要培训地点。其他实施地点由中日双方协商决定。

##### (4) 培训对象人员

国际税收以及纳税服务领域的培训对象人员以预计作为师资人才培养的、拥有实际业务经验的国家税务总局及地方的税务局的税务官员为核心。培训管理领域的培训对象人员以国家税务总局及地方的税务局中负责培训政策、培训管理人员及税务培训机构的人员为核心。

##### (5) 接受培训人员的有效利用

国家税务总局在可能的范围内将本项目中接受培训的师资人才登记到师资库中,并且采取积极的措施使这些接受培训人员作为中央、省级培训或是各地所属税务机构的内部培训讲师参与教材开发和培训实施等工作。

#### 6. 监测与评估

##### (1) 实施监测报告

国家税务总局在赴日培训、现地培训结束后,用中文制作活动的总结报告交

给 JICA 中国事务所。

## (2) 评估

JICA 和国家税务总局在项目结束前共同实施终期评估。评估方法参照 JICA 有关项目评估的规定，采取简易评估方式。评估指标使用附件 1 项目概要中的指标。

## II. 实施体制

中日双方就本项目的实施体制，达成以下一致意见：

1. 国家税务总局国际税务司副司级干部作为本项目的总责任人，负责项目的整体运营实施。
2. 国家税务总局国际税务司外事处处长作为项目的执行负责人，负责项目的管理及技术相关事项。

## III. 中日双方的投入

中日双方就项目的实施所需的投入，达成以下一致意见：

### 1. JICA 的投入和措施

JICA 采取以下必要的投入及措施。

- a. 派遣以下领域的短期专家
  - 培训管理
  - 国际税收
  - 纳税服务
- b. 实施以下领域的赴日培训
  - 培训管理
  - 国际税收
  - 纳税服务
- c. 实施以下活动的经费
  - 现地培训相关的日本专家派遣费（差旅费、食宿费、劳务费等）、口译费（除在国家税务学院以英文授课以外）、资料翻译费（除在国家税务学院的培训以英文制作的教材以外）
  - 赴日培训相关的中方学员的国际旅费及在日本培训的费用

### 2. 中方的投入和措施

中方采取以下必要的投入及措施。

- 现地培训相关的会场费，资料印刷费，中方参加人员的差旅费、食宿费、口译费（仅限在国家税务学院以英文授课）、资料翻译费（仅限在国家

税务学院的培训以英文制作的教材)

- 赴日培训相关的中方学员的中国国内差旅费、食宿费以及办理出国手续的相关费用
- 与项目成果的普及推广相关的投入

#### IV. 项目开始实施前的计划安排

中日双方就今后的计划安排，达成以下一致意见：

##### 1. 会谈纪要 (Record of Discussion :R/D) 的签署

关于附件 2 所示的会谈纪要草案，中日双方在履行内部手续后，于 2012 年 3 月底之前签署。

##### 2. 项目的开始时间及实施期限

本项目的合作期为自第一次项目活动开展之日起计算的 3 年时间。

(完)

附件 1 项目概要

附件 2 会谈纪要 (R/D) 草案

胡

仓

## 项目概要

## 1. 项目框架草案

	目标·成果	指标（获取方式）
总体目标	通过合理的税收征管，提高包括日资企业在内的纳税人对税务行政的信任，从而提高纳税遵从度。	各地面向外资企业的说明会、意见交流会的实施情况（税务总局统计）。纳税人对税务行政的信任度的变化（纳税人满意度调查）
项目目标	提高国际税务相关的税务行政领域人才培养的能力。	登记到师资人才库（国际税务领域）中的人数的增加（教育中心统计）
成果 1	培养国际税务相关的专业师资人才（国际税收、纳税服务）。	接受培训人员的知识的掌握程度（赴日培训、现地培训问卷调查）、国际税收及纳税服务相关的培训次数的增加（教育中心统计）
成果 2	提高培训管理能力。	培训者培训的实施次数的增加（教育中心统计）、学员对课程、教材的评价的提高（国家税务学院统计）

## 2. 年度活动计划

年 度		国际税收	纳税服务	培训管理
2012	4-9 月	现地培训①（非居民税收）（9-10 月）		
	10-3 月			赴日培训①（11-12 月）
2013	4-9 月		现地培训②（4 月）	现地培训③（9-10 月）
	10-3 月	赴日培训②（国际税收）（11-12 月）		
2014	4-9 月	现地培训④（反避税）（9-10 月）		
	10-3 月	现地培训⑤（情报交换）（3 月）	赴日培训③（11-12 月）	
2015	4-9 月		现地培训⑥（其中 1 天为公开课）（9 月）	

注 1：这里的年度是指日本的财政年度（每年的 4 月 1 日至次年的 3 月 31 日）。

注 2：每次现地培训日方计划派遣 2-3 名短期专家作为讲师。

注 3：中日双方积极研究将 2013 年度和 2014 年度的“亚洲地区国际税收课程”（每年从中国选派 3 人）作为本项目的的一个部分进行实施的可能性。





《会谈纪要草案》

中华人民共和国国家税务总局与日本国际协力机构  
关于中日技术合作国际税务项目  
实施协议会谈纪要

北京 2012 年 3 月 日

---

王 文 钦

中华人民共和国  
国家税务总局  
国际税务司 副司长

---

中川 闻夫

日本国  
日本国际协力机构  
中华人民共和国事务所 所长

胡

根据中华人民共和国（以下简称“中国”）国家税务总局与日本国际协力机构（以下简称“JICA”）2012年2月24日签署的国际税务项目（以下简称“本项目”）协商备忘录，国家税务总局与JICA中国事务所就本项目的详细实施计划进行了一系列协商。

双方就附属文件1记载的项目概要及附属文件2记载的主要协商事项达成了共识，并同意向各自的政府提出建议，为实施本项目采取必要的措施。

另外，双方一致同意，国家税务总局作为本项目JICA的对口单位，与JICA开展合作，负责本项目的实施，协调有关单位，确保本项目的独立持续运行。

本项目根据中国政府与日本政府之间的交换公文予以实施。

此会谈纪要以中文、日文书写，正本各一式两份，经双方同意签署。

附属文件1：项目概要

附属文件2：主要协议事项

引

10

## 附属文件 1 项目概要

### I. 背景

伴随着中国政府“引进来，走出去”战略的实施以及世界经济一体化的进程，中国与包括日本在内的各个国家之间跨越国境的经济活动日益增加并多样化。中国国家税务总局在 2008 年的机构改革中新成立了国际税务司非居民税收管理处、国际税收征管协作处（负责情报交换等业务）以及纳税服务司，积极采取措施完善国际税收制度，加强面向包括外资企业、个人在内的纳税人的服务体制。然而这些领域的人才培养远远满足不了国际税收业务的激增和多样化需求。

JICA 通过“税务行政改善支持项目（2004-2007）”实施了面向跨国企业较为集中的东部沿海地区的税务官员的转让定价税制培训。又通过“税收征管项目（2008-2011）”将成果向内陆地区进行了普及，同时还实施了有关纳税服务的合作。2010 年 8 月，中国政府向日本政府申请了以培养国际税务师资人才为主要目的的“国际税务项目”。2011 年 9 月，日本政府正式采纳了中国政府的申请。

### II. 项目的合作框架

#### 1. 项目名称

（中文）国际税务项目

（日文）国際税務プロジェクト

（英文）Project for International Taxation

#### 2. 总体目标

通过合理的税收征管，提高包括日资企业在内的纳税人对税务行政的信任，从而提高纳税遵从度。

#### 3. 项目目标

提高国际税务相关的税务行政领域人才培养的能力。

#### 4. 成果

[成果 1]

培养国际税务相关的专业师资人才（国际税收、纳税服务）。

[成果 2]

提高培训管理能力。

#### 5. 投入及措施

(1) JICA 的投入及措施

JICA 采取以下投入及措施。

a. 派遣专家

JICA 派遣以下领域的短期专家：

- (a) 培训管理
- (b) 国际税收
- (c) 纳税服务

b. 赴日培训

JICA 接受以下领域的进修生赴日培训：

- (a) 培训管理
- (b) 国际税收
- (c) 纳税服务

c. 活动经费

JICA 负担以下本项目实施所必需的活动经费。

- (a) 现地培训相关的日本短期专家派遣费（差旅费、食宿费、劳务费等）、口译费（除在国家税务学院以英文授课以外）、资料翻译费（除在国家税务学院的培训以英文制作的教材以外）
- (b) 赴日培训相关的中方学员的国际旅费及在日本培训的费用

(2) 国家税务总局的投入及措施

a. 由国家税务总局采取以下投入及措施。

- (a) 配备本项目中方负责人。
- (b) 本项目实施所需的运营经费。
  - 现地培训相关的会场费，资料印刷费，中方参加人员的差旅费、食宿费、口译费（仅限在国家税务学院以英文授课）、资料翻译费（仅限在国家税务学院的培训以英文制作的教材）
  - 赴日培训相关的中方学员的中国国内差旅费、食宿费以及办理出国手续的相关费用
  - 与项目成果的普及推广相关的投入
- (c) 提供本项目相关数据及信息
- (d) 采取必要措施为 JICA 专家办理签证等出入国手续提供便利。
- (e) 采取必要措施为 JICA 专家提供安全方面的信息并为专家安全提供必要的协助。
- (f) 国家税务总局按照科学技术部有关日本政府技术合作的要求向科学技术部提交所需的专家申请表。

- b. 国家税务总局采取必要措施，确保中方人员通过与日本技术合作所掌握的技术和知识为中国的经济和社会发展做贡献。同时，国家税务总局采取必要措施，确保中方人员在技术培训中掌握的知识 and 经验在项目的实施中得到有效的应用。

## 6. 实施体制

相关单位及人员的职责和业务如下。

### (1) 中方体制

- a. 本项目的对口单位为国家税务总局。对口单位代表中国政府负责本项目的运营协调工作，与 JICA 中国事务所共同实施下述 6（3）的下年度计划协商、6（4）的活动计划协商及Ⅲ的终期评估等活动。
- b. 国家税务总局国际税务司副司级干部作为本项目的总责任人，负责项目的整体运营实施。
- c. 国家税务总局国际税务司外事处处长作为项目的执行负责人，负责项目的管理及技术相关事项。

### (2) 日方体制

JICA 中国事务所负责与中方对口单位及与日本国税厅、税务大学校以及日本驻华使馆等日方合作单位的协调。

### (3) 下年度计划协商

国家税务总局与 JICA 中国事务所共同开展下年度（以下每年 4 月至次年 3 月称为年度）项目活动的事前协商（以下称下年度计划协商）。下年度计划协商中就项目实施情况监测及项目实施过程中发生的事项进行意见交换。日本驻华使馆以及日本国税厅北京长期出差人员可以列席本协议。

### (4) 活动计划协商

国家税务总局与 JICA 中国事务所共同开展关于每一次赴日培训、现地培训等活动计划的事前协商（活动计划协商）。日本驻华使馆以及日本国税厅北京长期出差人员可以列席本协议。

## 7. 项目受益方

本项目直接受益方为负责国际税务的官员、税务系统培训负责人。间接受益方为中国税法规定的纳税人（特别是在中国开展活动或与中国有交易的外国法人、个人等）。

#### 8. 项目合作期

本项目的合作期为自第一次项目活动开展之日起计算的 3 年时间。

#### 9. 考虑环境与社会影响

为了确保本项目能切实考虑环境与社会方面的影响，国家税务总局同意遵守《JICA 考虑环境与社会影响指导大纲》。

### III. 评估

JICA 和国家税务总局在项目结束前共同实施终期评估。评估方法参照 JICA 有关项目评估的规定，采取简易评估方式。评估指标使用附件 2 中的指标。

### IV. 促进社会对本项目的理解和支持

为促进中国国内对本项目的理解和支持，国家税务总局采取适当的措施，使国民广泛了解本项目。

### V. 相互协商

国家税务总局与 JICA 随时协商解决本实施协议会谈纪要中记载内容理解不一致的事项及项目实施过程中发生的主要事项。

### VI. 实施协议会谈纪要的变更

实施协议会谈纪要的变更,通过 JICA 中国事务所与国家税务总局之间签署实施协议补充会谈纪要的形式来进行。

该补充会谈纪要的签署人为双方授权签署的代表，也可以不是本实施协议会谈纪要的签署人。

## 附属文件 2：主要协议事项

### 项目概要

#### 1. 项目框架草案

	目标·成果	指标（获取方式）
总体目标	通过合理的税收征管，提高包括日资企业在内的纳税人对税务行政的信任，从而提高纳税遵从度。	各地面向外资企业的说明会、意见交流会的实施情况（税务总局统计）。纳税人对税务行政的信任度的变化（纳税人满意度调查）
项目目标	提高国际税务相关的税务行政领域人才培养的能力。	登记到师资人才库（国际税务领域）中的人数的增加（教育中心统计）
成果 1	培养国际税务相关的专业师资人才（国际税收、纳税服务）。	接受培训人员的知识的掌握程度（赴日培训、现地培训问卷调查）、国际税收及纳税服务相关的培训次数的增加（教育中心统计）
成果 2	提高培训管理能力。	培训者培训的实施次数的增加（教育中心统计）、学员对课程、教材的评价的提高（国家税务学院统计）

#### 2. 年度活动计划

年度	国际税收	纳税服务	培训管理
2012	4-9 月 现地培训①（非居民 税收）（9-10 月）		
	10-3 月		赴日培训①（11-12 月）
2013	4-9 月	现地培训②（4 月）	现地培训③（9-10 月）
	10-3 月	赴日培训②（国际税 收）（11-12 月）	
2014	4-9 月	现地培训④（反避 税）（9-10 月）	
	10-3 月	现地培训⑤（情报交 换）（3 月）	赴日培训③（11-12 月）
2015	4-9 月	现地培训⑥（其中 1 天为公开课）（9 月）	

注 1：这里的年度是指日本的财政年度（每年的 4 月 1 日至次年的 3 月 31 日）。

注 2：每次现地培训日方计划派遣 2-3 名短期专家作为讲师。

注 3：中日双方积极研究将 2013 年度和 2014 年度的“亚洲地区国际税收课程”（每年从中国选派 3 人）作为本项目的-一个部分进行实施的可能性。

71



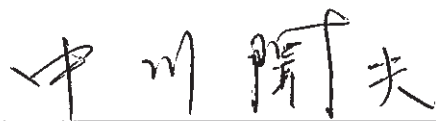
## 付属資料 2

### 討議議事録（和文・中文）

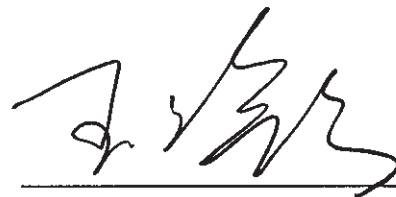


中華人民共和国  
「国際税務プロジェクト」に係る  
日本の技術協力に関する独立行政法人国際協力機構と  
中華人民共和国国家税務総局との討議議事録

北京 2012年3月13日



中川 問夫  
日本国  
独立行政法人国際協力機構  
中華人民共和国事務所 所長



王 文欽  
中華人民共和国  
国家税務総局  
国際税務司 副司長

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」）及び中華人民共和国（以下「中国」）国家税務総局が2012年2月24日に署名した国際税務プロジェクト（以下「本プロジェクト」）にかかる協議議事録に基づき、JICA 中国事務所及び国家税務総局は、本プロジェクトの計画を具体化するための一連の討議を行った。

双方は、附属文書1に記載の本プロジェクト概要及び附属文書2に記載の主要協議事項について合意し、また、それぞれの政府に対し、本プロジェクトの実施に必要な措置を取るよう勧告することに合意した。

また双方は、国家税務総局が、JICA と協力しつつ本プロジェクトの実施に責任を持ち、関係する他の機関との調整を行い、中国の社会経済発展に資するために本プロジェクトの期間中及び終了後の本プロジェクトの自立的運営の持続を確保することに合意した。

本プロジェクトは、日本政府と中国政府の間で交換される口上書に基づき実施される。

等しく正文である日本語、中国語による本書各2通を作成し、双方の合意のもとに署名した。

附属文書1：プロジェクト概要

附属文書2：主要協議事項

KN

RS

## 附属文書1：プロジェクト概要

### I. 背景

中国政府の「外資導入・海外事業展開」戦略の採用及び世界経済のグローバル化に伴い、中国と日本をはじめとする諸外国の間では、国境を越えた経済活動の増加及び多様化が進んでいる。中国国家税務総局は2008年に組織改革を行い、国際税務司非居住者税收管理处及び同司国際税収徴収管理協力処（情報交換等担当）並びに納税者サービス司を新設し、国際課税制度の整備、外資系企業・外国人を含む適正納税者向けのサービス体制強化に積極的に取り組み始めた。しかしながら当該分野の人材育成は、国際課税業務の急増・多様化に追いついていない。

JICAは、「税務行政改善支援プロジェクト（2004-2007）」により多国籍企業の集中する沿岸部地域の税務行政官に対し移転価格税制の研修を行った。また「税務行政管理プロジェクト（2008-2011）」により、その成果を内陸部地域に普及すると同時に、納税者サービスについても協力を行った。2010年8月、中国政府は日本政府に対し、国際税務に携わる人材を育成する講師の育成をはじめとする「国際税務プロジェクト」を要請した。2011年9月、日本政府は中国政府の要請を正式に採択した。

### II. プロジェクトの枠組み

#### 1. プロジェクト件名

（日本語） 国際税務プロジェクト

（中国語） 国际税务项目

（英語） Project for International Taxation

#### 2. 上位目標

適正な税務行政の実現を通じ、日系企業を含む納税者の税務行政に関する信頼が向上するとともに、納税者のコンプライアンスが向上する。

#### 3. プロジェクト目標

国際税務に関する税務行政分野の人材育成能力が向上する。

#### 4. 成果

- （1）国際税務に関する専門分野の講師人材の育成（国際課税分野、納税者サービス分野）
- （2）研修管理能力の向上

#### 5. 投入及び措置

##### （1）JICAによる投入及び措置

JICAは、以下に掲げる投入及び措置を行う。

##### a. 専門家の派遣

JICAは、以下の分野の短期専門家を派遣する。



- (a) 研修管理
- (b) 国際課税
- (c) 納税者サービス

b. 訪日研修

JICAは、以下の分野の研修員の日本等への受入れを行う。

- (a) 研修管理
- (b) 国際課税
- (c) 納税者サービス

c. 活動経費

JICAは、本プロジェクトの実施に必要な以下の経費を負担する。

- (a) 現地セミナーに関する日本人専門家派遣経費（出張旅費、食事宿泊費、人件費等）、通訳費（国家税務学院で英語で授業を行なう場合を除く）、資料翻訳費（国家税務学院で英文教材を作成する場合を除く）
- (b) 訪日研修に関する訪日研修員の国際旅費、日本における研修経費

(2) 国家税務総局による投入及び措置

a. 国家税務総局は、以下に掲げる投入及び措置を行う。

- (a) 本プロジェクト担当者の配置
- (b) 本プロジェクトの実施に必要な運営費
  - ・ 現地セミナーに関する会場費、資料印刷費、中国側参加者の出張旅費・食事宿泊費、通訳費（国家税務総局税務幹部研修学院（以下「国家税務学院」）で英語で授業を行なう場合のみ）、資料翻訳費（国家税務学院で英文教材を作成する場合のみ）
  - ・ 訪日研修に関する訪日研修員の中国国内の旅費、食事宿泊費、出国手続関連費用
  - ・ プロジェクトの成果普及に関する投入
- (c) 本プロジェクトに関連するデータ及び情報の提供（守秘義務のあるものを除く）
- (d) JICA 専門家のビザ取得に必要な便宜を含む中国出入国に必要な措置
- (e) JICA 専門家に対する安全に関する情報の提供及びJICA 専門家の安全のために必要な協力
- (f) 国家税務総局は、国家科学技術部の日本政府の技術協力に関する定めにしたがい、科学技術部に対し、必要な専門家要請書を提出する。

b. 国家税務総局は、日本の技術協力の結果として中国国民が獲得する技術及び知識が、中国の経済及び社会の発展に貢献することを確保するために必要な措置を講じる。また、国家税務総局は、中国側人員が技術研修から得た知識及び経験が、本プロジェクト実施のために有効に用いられることを確保するために必要な措置を講じる。

EN



## 6. 実施体制

関係機関及び関係者の役割は、以下のとおりとする。

### (1) 中国側体制

- a. 本プロジェクトのカウンターパート機関を国家税務総局とする。カウンターパート機関は、中国政府を代表して、本プロジェクトの運営・調整に責任を持ち、JICA 中国事務所とともに、下記6(3)の次年度計画協議、下記6(4)の活動計画協議、下記Ⅲの終了時評価を実施する。
- b. 国家税務総局国際税務副司長は、総括責任者(プロジェクト・ディレクター)として、プロジェクトの全体的な運営及び実施に係る責任を負う。
- c. 国家税務総局国際税務司外事処長は、実施責任者(プロジェクト・マネージャー)として、プロジェクトの管理及び技術に関する事項に係る責任を負う。

### (2) 日本側体制

JICA 中国事務所は、中国側カウンターパート機関と、日本国税庁・税務大学校及び在中国日本大使館など日本側協力機関の間の調整を行う。

### (3) 次年度計画協議

JICA 中国事務所及び国家税務総局は、次年度(以下、4月から翌年3月までを「年度」とする)の活動計画に関する事前協議(次年度計画協議)を行う。次年度計画協議では、プロジェクトのモニタリング及びプロジェクト実施中に生じる事項についての意見交換も行う。本協議には、在中国日本大使館及び国税庁の北京長期出張者がオブザーバー参加できるものとする。

### (4) 活動計画協議

JICA 中国事務所及び国家税務総局は、個々の訪日研修、現地セミナーなどの活動計画に関する事前協議(活動計画協議)を行う。本協議には、在中国日本大使館及び国税庁の北京長期出張者がオブザーバー参加できるものとする。

## 7. プロジェクトの受益者

本プロジェクトの直接受益者は、カウンターパート機関の職員である。間接受益者は、中国税法上の納税者(特に中国で活動を行う、または中国と取引を行う外国法人・個人等)である。

## 8. 協力期間

本プロジェクトの期間は、最初の活動(現地セミナーまたは訪日研修)の開始日から3年間とする。

## 9. 環境社会配慮

国家税務総局は、本プロジェクトの環境及び社会的な影響に対する適切な配慮を確保するため、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」を遵守することに同意した。

KN



### III. 評価

JICA 及び国家税務総局は、本プロジェクト終了時に共同で終了時評価を実施する。評価方法について、JICA のプロジェクト評価関連規程に従い、簡易的な評価方法を採用する。評価指標は、附属文書 2 の指標を用いる。

### IV. 本プロジェクトに関する社会的支援の促進

本プロジェクトに対する支援の促進のため、国家税務総局は、本プロジェクトが中国国民に広く知られるよう適切な措置を講じる。

### V. 相互協議

JICA と国家税務総局は、討議議事録内容の解釈に関する不一致が生じた場合やプロジェクトの実施中に主要問題が生じた場合には、いつでも相互協議を行う。

### VI. 討議議事録の変更

討議議事録の変更は、JICA 中国事務所と国家税務総局の協議議事録をもって行う。

当該協議議事録の署名者は双方の署名権限を有する代表者とし、本討議議事録署名者と異なる者であっても可とする。

以上

EN





附属文書 2 : 主要協議事項

プロジェクト概要

1. 事業計画案

	目標・成果	指標（入手手段）
上位目標	適正な税務行政の実現を通じ、日系企業を含む納税者の税務行政に関する信頼が向上するとともに、納税者のコンプライアンスが向上する。	各地の外資系企業に対する説明会・意見交換会の実施状況（税務総局統計） 納税者の税務行政に関する信頼度の変化（納税者満足度調査）
プロジェクト目標	国際税務に関する税務行政分野の人材育成能力が向上する。	国際税務分野の講師人材育成データベース登録者数の増加（教育センター統計）
成果 1	国際税務に関する専門分野の講師人材の育成（国際課税分野、納税者サービス分野）	研修を受けた人の知識習得度（訪日研修、現地セミナーのアンケート） 国際課税分野、納税者サービス分野の研修実績の変化（教育センター統計）
成果 2	研修管理能力の向上	TOT 研修の増加（教育センター統計） カリキュラム、教材に対する研修員の評価（国家税務学院統計）

2. 全体スケジュール

年度	国際課税	納税者サービス	研修管理
2012	4-9 月 現地セミナー① 9-10 月 (非居住者課税)		
	10-3 月		訪日研修① 11-12 月
2013	4-9 月	現地セミナー② 4 月	現地セミナー③ 9-10 月
	10-3 月	訪日研修② 11-12 月 (国際課税)	
2014	4-9 月	現地セミナー④ 9-10 月 (租税回避防止)	
	10-3 月	現地セミナー⑤ 3 月 (情報交換)	訪日研修③ 11-12 月
2015	4-9 月	現地セミナー（うち 1 日は公開セミナー） 9 月	

注 1: 「年度」は日本の財政年度（毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）を意味する。

注 2: 現地セミナー開催時に、日本側は講師として短期専門家を 2-3 名派遣する。

注 3: 日中双方は、2013-2015 年度の課題別研修「アジア国際課税」への研修員受入（毎年度 3 人）を本プロジェクトの一部として実施する可能性を積極的に検討する。

EN



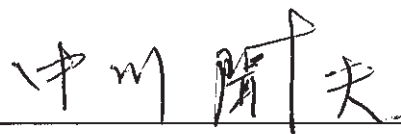
中华人民共和国国家税务总局与日本国际协力机构  
关于中日技术合作国际税务项目  
实施协议会谈纪要

北京 2012年3月13日



王 文钦

中华人民共和国  
国家税务总局  
国际税务司 副司长



中川 闻夫

日本国  
日本国际协力机构  
中华人民共和国事务所 所长

根据中华人民共和国（以下简称“中国”）国家税务总局与日本国际协力机构（以下简称“JICA”）2012年2月24日签署的国际税务项目（以下简称“本项目”）协商备忘录，国家税务总局与JICA中国事务所就本项目的详细实施计划进行了一系列协商。

双方就附属文件1记载的项目概要及附属文件2记载的主要协商事项达成了共识，并同意向各自的政府提出建议，为实施本项目采取必要的措施。

另外，双方一致同意，国家税务总局作为本项目JICA的对口单位，与JICA开展合作，负责本项目的实施，协调有关单位，确保本项目的独立持续运行。

本项目根据中国政府与日本政府之间的交换公文予以实施。

此会谈纪要以中文、日文书写，正本各一式两份，经双方同意签署。

附属文件1：项目概要

附属文件2：主要协议事项



## 附属文件 1 项目概要

### I. 背景

伴随着中国政府“引进来，走出去”战略的实施以及世界经济一体化的进程，中国与包括日本在内的各个国家之间跨越国境的经济活动日益增加并多样化。中国国家税务总局在 2008 年的机构改革中新成立了国际税务司非居民税收管理处、国际税收征管协作处（负责情报交换等业务）以及纳税服务司，积极采取措施完善国际税收制度，加强面向包括外资企业、个人在内的纳税人的服务体制。然而这些领域的人才培养远远满足不了国际税收业务的激增和多样化需求。

JICA 通过“税务行政改善支持项目（2004-2007）”实施了面向跨国企业较为集中的东部沿海地区的税务官员的转让定价税制培训。又通过“税收征管项目（2008-2011）”将成果向内陆地区进行了普及，同时还实施了有关纳税服务的合作。2010 年 8 月，中国政府向日本政府申请了以培养国际税务师资人才为主要目的的“国际税务项目”。2011 年 9 月，日本政府正式采纳了中国政府的申请。

### II. 项目的合作框架

#### 1. 项目名称

（中文）国际税务项目

（日文）国際税務プロジェクト

（英文）Project for International Taxation

#### 2. 总体目标

通过合理的税收征管，提高包括日资企业在内的纳税人对税务行政的信任，从而提高纳税遵从度。

#### 3. 项目目标

提高国际税务相关的税务行政领域人才培养的能力。

#### 4. 成果

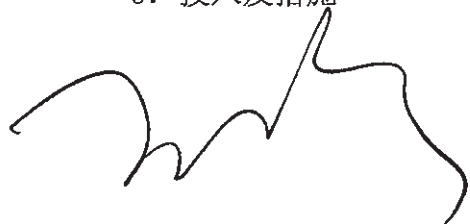
[成果 1]

培养国际税务相关的专业师资人才（国际税收、纳税服务）。

[成果 2]

提高培训管理能力。

#### 5. 投入及措施



(1) JICA 的投入及措施

JICA 采取以下投入及措施。

a. 派遣专家

JICA 派遣以下领域的短期专家：

- (a) 培训管理
- (b) 国际税收
- (c) 纳税服务

b. 赴日培训

JICA 接受以下领域的进修生赴日培训：

- (a) 培训管理
- (b) 国际税收
- (c) 纳税服务

c. 活动经费

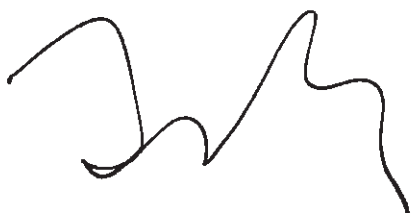
JICA 负担以下本项目实施所必需的活动经费。

- (a) 现地培训相关的日本短期专家派遣费（差旅费、食宿费、劳务费等）、口译费（除在国家税务总局税务干部进修学院（以下简称“国家税务学院”）以英文授课以外）、资料翻译费（除在国家税务学院的培训以英文制作的教材以外）
- (b) 赴日培训相关的中方学员的国际旅费及在日本培训的费用

(2) 国家税务总局的投入及措施

a. 由国家税务总局采取以下投入及措施。

- (a) 配备本项目中方负责人。
- (b) 本项目实施所需的运营经费。
  - 现地培训相关的会场费，资料印刷费，中方参加人员的差旅费、食宿费、口译费（仅限在国家税务学院以英文授课）、资料翻译费（仅限在国家税务学院的培训以英文制作的教材）
  - 赴日培训相关的中方学员的中国国内差旅费、食宿费以及办理出国手续的相关费用
  - 与项目成果的普及推广相关的投入
- (c) 提供本项目相关数据及信息（保密内容除外）
- (d) 采取必要措施为 JICA 专家办理签证等出入国手续提供便利。
- (e) 采取必要措施为 JICA 专家提供安全方面的信息并为专家安全提供必要的协助。
- (f) 国家税务总局按照科学技术部有关日本政府技术合作的要求向科学技



术部提交所需的专家申请表。

- b. 国家税务总局采取必要措施，确保中方人员通过与日本技术合作所掌握的技术和知识为中国的经济和社会发展做贡献。同时，国家税务总局采取必要措施，确保中方人员在技术培训中掌握的知识和经验在项目的实施中得到有效的应用。

## 6. 实施体制

相关单位及人员的职责和业务如下。

### (1) 中方体制

- a. 本项目的对口单位为国家税务总局。对口单位代表中国政府负责本项目的运营协调工作，与 JICA 中国事务所共同实施下述 6（3）的下年度计划协商、6（4）的活动计划协商及 III 的终期评估等活动。
- b. 国家税务总局国际税务司副司级干部作为本项目的总责任人，负责项目的整体运营实施。
- c. 国家税务总局国际税务司外事处处长作为项目的执行负责人，负责项目的管理及技术相关事项。

### (2) 日方体制

JICA 中国事务所负责与中方对口单位及与日本国税厅、税务大学校以及日本驻华使馆等日方合作单位的协调。

### (3) 下年度计划协商

国家税务总局与 JICA 中国事务所共同开展下年度（以下每年 4 月至次年 3 月称为年度）项目活动的事前协商（以下称下年度计划协商）。下年度计划协商中就项目实施情况监测及项目实施过程中发生的事项进行意见交换。日本驻华使馆以及日本国税厅北京长期出差人员可以列席本协议。

### (4) 活动计划协商

国家税务总局与 JICA 中国事务所共同开展关于每一次赴日培训、现地培训等活动的事前协商（活动计划协商）。日本驻华使馆以及日本国税厅北京长期出差人员可以列席本协议。

## 7. 项目受益方

本项目直接受益方为负责国际税务的官员、税务系统培训负责人。间接受益方为中国税法规定的纳税人（特别是在中国开展活动或与中国有交易的外国法人、个人等）。





#### 8. 项目合作期

本项目的合作期为自第一次项目活动（现地培训或赴日培训）开展之日起计算的3年时间。

#### 9. 考虑环境与社会影响

为了确保本项目能切实考虑环境与社会方面的影响，国家税务总局同意遵守《JICA 考虑环境与社会影响指导大纲》。

### III. 评估

JICA 和国家税务总局在项目结束前共同实施终期评估。评估方法参照 JICA 有关项目评估的规定，采取简易评估方式。评估指标使用附件 2 中的指标。

### IV. 促进社会对本项目的理解和支持

为促进中国国内对本项目的理解和支持，国家税务总局采取适当的措施，使国民广泛了解本项目。

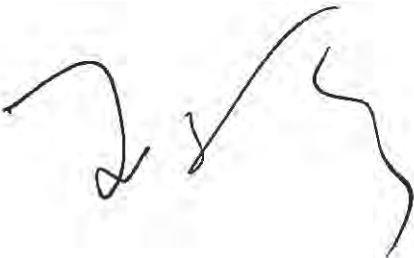
### V. 相互协商

国家税务总局与 JICA 随时协商解决本实施协议会谈纪要中记载内容理解不一致的事项及项目实施过程中发生的主要事项。

### VI. 实施协议会谈纪要的变更

实施协议会谈纪要的变更，通过 JICA 中国事务所与国家税务总局之间签署实施协议补充会谈纪要的形式来进行。

该补充会谈纪要的签署人为双方授权签署的代表，也可以不是本实施协议会谈纪要的签署人。





附属文件 2：主要协议事项

项目概要

1. 项目框架草案

	目标·成果	指标（获取方式）
总体目标	通过合理的税收征管，提高包括日资企业在内的纳税人对税务行政的信任，从而提高纳税遵从度。	各地面向外资企业的说明会、意见交流会的实施情况（税务总局统计）。纳税人对税务行政的信任度的变化（纳税人满意度调查）
项目目标	提高国际税务相关的税务行政领域人才培养的能力。	登记到师资人才库（国际税务领域）中的人数的增加（教育中心统计）
成果 1	培养国际税务相关的专业师资人才（国际税收、纳税服务）。	接受培训人员的知识的掌握程度（赴日培训、现地培训问卷调查）、国际税收及纳税服务相关的培训次数的增加（教育中心统计）
成果 2	提高培训管理能力。	培训者培训的实施次数的增加（教育中心统计）、学员对课程、教材的评价的提高（国家税务学院统计）

2. 年度活动计划

年度	国际税收	纳税服务	培训管理
2012	4-9月 现地培训①（非居民税收）（9-10月）		
	10-3月		赴日培训①（11-12月）
2013	4-9月	现地培训②（4月）	现地培训③（9-10月）
	10-3月	赴日培训②（国际税收）（11-12月）	
2014	4-9月	现地培训④（反避税）（9-10月）	
	10-3月	现地培训⑤（情报交换）（3月）	赴日培训③（11-12月）
2015	4-9月	现地培训⑥（其中1天为公开课）（9月）	

注 1：这里的年度是指日本的财政年度（每年的 4 月 1 日至次年的 3 月 31 日）。

注 2：每次现地培训日方计划派遣 2-3 名短期专家作为讲师。

注 3：中日双方积极研究将 2013-2015 年度的“亚洲地区国际税收课程”（每年从中国选派 3 人）作为本项目的的一个部分进行实施的可能性。

KN